第2期平川市空家等対策計画



令和3年3月青森県平川市

第2期平川市空家等対策計画の策定にあたって

近年、空家の増加が大きな社会問題の一つになっています。特に、適切な管理がなされない空家等は、防災、衛生、景観等の面から地域へ重大な影響を及ぼすおそれがあります。

本市においても、市民が安全・安心に暮らせるまちを目指していくため、平成29年6月に「平川市空家等対策計画」を策定し、空家問題の解決に向けた対策に取り組んでまいりましたが、今後も本格的な人口減少や超高齢社会の進展に伴い、空家等は増加することが予想されています。このような状況の下、第1期計画の計画期間が終了することから、今後も空家等対策をより一層推進するため、前計画を引き継ぎ「第2期平川市空家等対策計画」を策定いたしました。

この「第2期平川市空家等対策計画」は、市民の代表者、法務、建築、不動産等の学識経験者によって組織された「平川市空家等対策協議会」においてご審議いただき、協議会の答申をふまえ策定したものであり、第2次平川市長期総合プランの基本目標である「住み続けたいまちづくり」を目指し、安全・安心な生活環境を確保するため、空家等の発生予防、適切な管理の推進、有効活用などに対しての取り組みの推進を図っていく内容となっています。

今後とも、この計画に基づいて、市、市民、事業者、専門家団体、関係機関など多様な主体と連携し、空家等対策を進めてまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

最後に、本計画の策定にご尽力いただいた平川市空家等対策協議会委員の皆様をはじめ、ご協力いただいた各事業者、団体などの皆様、貴重なご意見をお寄せいただいた多くの市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和3年3月



平川市長 長尾忠行

目 次

第1:	章 計画の概要	
1	計画の背景	1
2	計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2	章 空家等の現状等	
1	空家等の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	実態調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
3	相談受付状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
4	空家等の要因•背景	22
5	空家等が引き起こす問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
第3	章 空家等対策に関する基本的な方針	
1	計画の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
2	計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
3	計画の対象とする地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
4	計画の対象とする空家等の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
5	実施体制及び相談体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
第4	章 空家等対策の「基本的な方針」に基づく施策	
1	対策の方向性と「基本的な方針」に基づく施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
第5	章 法に基づく措置等	
1	特定空家等に対する措置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
2	特定空家等に対する措置を講ずるに際しての判断要素等・・・・・・	34
3	特定空家等に対する措置等の流れ(概要)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
4	その他空家等に関する対策の実施について関連する事項・・・・・・	36
〇特!	定空家等の判断基準	37
〇用	語解説	46
く参	考資料>	47
0	空家等対策の推進に関する特別措置法	
0	空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則	
\bigcirc	平川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例	
0	平川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例施行規則	
〇平	川市空家等対策協議会委員	

第1章 計画の概要

1 計画の背景

人口減少・少子高齢社会の到来など、かつてない社会情勢の変化に直面する昨今、「空家等問題」は、本市のみならず全国的に問題(周辺地域の安全性の低下・公衆衛生の悪化・景観の阻害等)が顕在化してきています。本市においても、平成27年5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「法」という。)が全面施行されたことに伴い、「平川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例」(以下「条例」という。)を改正し、法第6条及び条例第9条の規定により平成29年6月に「平川市空家等対策計画」を策定しました。

特に管理不十分な空家等は、防災、衛生、景観などの面から地域住民に悪影響を及ぼすため、一刻も早い解決が求められており、また、将来管理不全な状態となると予想される潜在的建物も増加しつつあります。

こうした中で、本市では「平川市空家等対策計画」により、総合的かつ計画的に空家対策を推進してきましたが、人口減少等の社会的要因から今後も空家等は増加していくと思われるため、所有者等による適正管理、利活用を推進しながら、安全・安心な生活環境の確保により一層努めていく必要があります。

2 計画の目的

本市では、平成29年6月に「平川市空家等対策計画」を策定し、空家等への各種対策に取り組んできましたが、今後も空家等は増加していくことが予想され、空家対策の充実は喫緊の課題です。

このため、空家等対策における本市の基本的な取り組み姿勢や対策を示し、市民の生活環境の保全を図るとともに、空家等の活用を促進し、地域の活性化に寄与することを目的とする、「第2期平川市空家等対策計画」をここに定めます。

3 計画の位置づけ

本計画は、法第6条に規定する空家等対策計画として、平川市空家等対策協議会での協議を踏まえ策定したもので、地域住民の代表や、法務、建築、不動産等の学識経験者などの意見を取り入れながら、本市が取り組む総合的な空家等対策の方針を提示するものとなっています。

また、平川市長期総合プラン(基本構想)と連携を図りながら空家等対策を推進します。

4 計画の基本理念

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境 に深刻な影響を及ぼし、社会問題となっていることを認識し、空家等の所有者等と 市、市民、市民活動を行う団体、事業者等が、この問題に関心をもって、相互に連携 を図り、空家等の発生を予防・抑制するとともに、地域資源として有効活用の促進、 適切な管理が行われるよう取り組み、安全・安心なまちの実現を目指します。

5 計画の期間

計画期間は、平川市長期総合プラン(基本構想)との連携も考慮しながら、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、今後の本市を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、計画期間内であっても、 適宜見直しを行うものとします。

第2章 空家等の現状等

1 空家等の現状

(1)全国の状況

都市への人口集中や世帯構成の変化に加え、ますます高齢化や人口減少が進む中、国内の空家は、数の上でも率の上でも増加を続けています。

総務省が5年ごとに実施している「住宅・土地統計調査」では、空家の数は調査のたびに増加し、平成20年に全国で757万戸だったところ、平成30年で849万戸と、10年間で約1.1倍になっています。また、空家率でみると、平成20年には13.1%となり、その後も上昇を続け、平成30年には13.6%と過去最高となっています。

住宅・土地統計調査では、空家は「居住世帯のない住宅」に分類され、さらに「二次的住宅(別荘等)」、「賃貸用の住宅」、「売却用の住宅」、「その他の住宅(前述以外の人が住んでいない住宅)」の4つに分類されており、問題となる空家は「その他の住宅」です。

空家全体に占める「その他の住宅」の割合は、平成10年の調査以降増加しており、平成30年調査では約349万戸、空家全体に占める割合は3分の1(41.1%)を超えています。

また、平成25年調査から平成30年調査の間に増加した空家総数29万3000戸のうち63%(約18万5000戸)が一戸建てであり、そのうちほとんどが「その他の住宅」となっています。

○全国の住宅数・空家数・空家率・空家の分類の推移

(単位:戸)

_					
			平成20年	平成25年	平成30年
	住 宅 数		57,586,000	60,628,600	62,407,400
	空家数		7,567,900	8,195,600	8,488,600
	空家率		13.1%	13.5%	13.6%
空	二次的住宅(別荘	等)	411,200	412,000	381,000
家	賃貸用住宅		4,126,800	4,291,800	4,327,200
の	カ 売却用住宅		348,800	308,200	293,200
分	その他の住宅	数	2,681,100	3,183,600	3,487,200
類	ての他の任七	割合	35.4%	38.8%	41.1%

【出典】平成30年住宅・土地統計調查(総務省統計局)

(2) 青森県の状況

青森県の空家数は、平成25年に比べて7,500戸(9.2%)増加し、88,7 00戸となっています。これに伴い空家率も15.0%と平成25年より1.2ポイント増加しています。

○青森県の住宅数・空家数・空家率・空家の分類の推移

(単位:戸)

			平成20年	平成25年	平成30年
	住 宅 数		580,800	586,300	592,400
	空家数		84,700	81,200	88,700
	空家率		14.6%	13.8%	15.0%
空	二次的住宅(別荘	等)	2,000	2,000	2,200
家	賃貸用住宅	5	47,000	40,900	39,200
の	売却用住宅		1,400	1,700	1,400
分	その他の住宅	数	33,600	36,600	45,800
類	との心の住七	割合	39.7%	45.1%	51.6%

【出典】平成30年住宅・土地統計調査(総務省統計局)

(3) 平川市の状況

①空き家の推移

本市の住宅総数は、平成30年度には11,620戸となっており、平成25年度に比べ90戸減少し、空家数も1,400戸と若干減少しています。

また、空家率は12.0%で、全国平均の13.6%と比較すると低い状況にありますが、対策が必要とされる「その他の住宅」は、65.0%を占めており、全国・県平均を上回っている状況です。

○平川市の住宅数・空家数・空家率・空家の分類の推移

(単位:戸)

			平成20年	平成25年	平成30年
	住 宅 数		11,050	11,710	11,620
	空家数		1,370	1,480	1,400
	空家率		12.4%	12.6%	12.0%
空	二次的住宅(別荘	等)	340	400	310
家	賃貸用住宅	j	260	330	150
の	D 売却用住宅		50	20	30
分	その他の住宅	数	720	730	910
類	ての心の生七	割合	52.6%	49.3%	65.0%

【出典】平成30年住宅・土地統計調查(総務省統計局)

②空き家の建て方と種類

平成30年住宅・土地統計調査によると、空家総数(1,400戸)のうち一戸建は85.0%(1,190戸)を占めており、空家総数のうち「腐朽・破損あり」は、27.9%(390戸)となっています。

また、建て方別にみると、一戸建のうち「その他の住宅」は71.4%(850戸)で、そのうち「腐朽・破損あり」は、35.3%(300戸)となっています。

平川市の空き家の建て方別の種類

							(単	位:戸)
		総数		一戸建 (85.0%)		長屋建・	共同住宅 (15.0%)	・その他
			総数	木 造	非木造	総数	木 造	非木造
	空家総数	1,400	1,190	1,110	90	210	160	50
	二次的住宅	310 (22.1%)	310	280	30	-	-	-
内	賃貸用の住宅	150 (10.7%)	-	-	-	150	100	40
訳	売却用の住宅	30 (2.1%)	30	30	-	-	-	-
	その他の住宅	910 (65.0%)	850	790	60	60	60	0
	腐朽・破損 あり	390	330	310	20	60	60	_
	二次的住宅	20 (5.1%)	20	20	-	-	-	-
内	賃貸用の住宅	20 (5.1%)	_	-	-	20	20	_
訳	売却用の住宅	10 (2.6%)	10	10	-	_	-	-
	その他の住宅	340 (87.2%)	300	280	20	40	40	-
	腐朽・破損 なし	1,020	860	800	70	150	110	50
	二次的住宅	290 (28.4%)	290	260	30	-	-	-
内	賃貸用の住宅	130 (12.7%)	_	_	-	130	80	40
訳	売却用の住宅	30 (2.9%)	30	30	-	-	-	-
	その他の住宅	570 (55.9%)	550	510	30	30	20	0

【出典】平成30年住宅・土地統計調査(総務省統計局)

※端数処理の関係から、数・割合が総数と一致しません。

③住宅の建築時期と腐朽・破損の状況(居住世帯あり)

1)建築時期

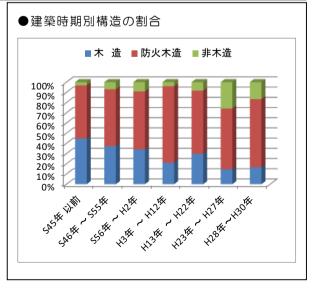
平成30年住宅・土地統計調査によると、昭和56年の新耐震基準施行以前に建設された住宅の占める割合は、35.3%(3,600 戸)となっています。また、新耐震基準施行以前に建設された住宅で、木造は40.6%(1,460 戸)、防火木造は54.2%(1,950 戸)、非木造のものは5.3%(190 戸)となっています。

○平川市の構造別建築時期別住宅数

								(単	位:戸)	
		総数		構造別		総数	耐湿	耐震基準・構造別		
		א וטייוי	木造	防火木造	非木造	יטייוי 🗴	木造	防火木造	非木造	
	住 宅 総 数	10,190	3,090	6,210	890	10,190	3,090	6,210	890	
	昭 和 45 年以前	1,590	710	830	50	3,600	1,460	1,950	190	
Z =	昭和46年~ 55年	2,010	750	1,120	140	(35.3%)	(40.6%)	(54.2%)	(5.3%)	
建築	昭和56年 ~ 平成2年	1,310	450	750	120					
一等	平成3年 ~ 12年	2,000	420	1,500	80	6,520	1 600	4.000	700	
期	平成13年 ~ 22年	1,680	500	1,040	140	6,520	1,600	4,220	700	
州	平成23年 ~ 27年	1,170	170	690	300	(64.0%)	(24.5%)	(64.7%)	(10.7%)	
	平成28年 ~ 30年	360	60	240	60					

【出典】平成3O年住宅·土地統計調查(総務省統計局)

※建築の時期「不詳」を含むため、数・割合が総数と一致しません。



2) 腐朽・破損の状況

平成30年住宅・土地統計調査の住宅総数のうち、「腐朽・破損あり」は 14.7%(1,500戸)となっています。

建築時期別にみると、昭和45年以前に建設された住宅のうち、「腐朽・破損あり」は27.0%(430戸)となっています。

○平川市の住宅の腐朽・破損の有無と建築の時期

/ 224		-\
里位	١,	尸)

										4)	<u>■位:尸)</u>
						建	築の時	期			
		総数	S45年 以前	S46 ~S55	S56 ~ H2	H3 ∼H7	H8 ~H12	H13 ~H17	H18 ~H22	H23 ~H27	H28 ~H30
住	宅総数	10,190	1,590	2,010	1,310	950	1,060	940	740	1,170	360
内	持ち家	9,070	1,510	1,950	1,170	850	960	870	620	850	270
訳	借家	1,080	80	60	140	100	100	70	110	320	90
腐あ	朽·破損 り	1,500	430	410	330	130	60	30	70	10	20
内	持ち家	1,250	400	380	260	70	40	30	30	10	20
訳	借家	240	30	30	70	60	10	-	40	-	-
腐な	朽·破損 し	8,690	1,160	1,600	990	820	1,000	910	660	1,160	350
内訳	持ち家	7,820	1,110	1,570	920	780	910	840	590	830	260
訳	借家	840	50	30	70	40	80	70	80	320	90

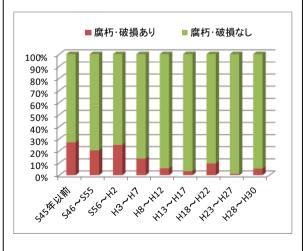
【出典】平成30年住宅・土地統計調査(総務省統計局)

※建築の時期「不詳」を含むため、数・割合が総数と一致しません。

●建築時期別腐朽:破損の状況



●建築時期別腐朽:破損の割合



2 実態調査

空家等の実態調査は、平成28年度に市内全域を対象として実施しましたが、時間の経過に伴い、所有者情報や解体状況など実態と相違が生じることから、空家等対策の円滑化、適正化を図るため、令和2年度に再調査を実施しました。

■調査対象の種類

主に一戸建ての住宅・付属建築物等について、適切に管理されているものを除き、 居住や利用の様子がないものを対象とします。

第1期計画で実態調査を行った空家等及びその後増加した空家等と思われるものについて現況を調査し、適切に管理されているものは、今回の実態調査から除外しています。

■事前調査

前回の調査結果、過去の指導履歴、町会提供情報等から空家と思われるものを抽出し、現況調査用データを整理します。

■現況調査における空家等の判断

敷地外からの外観目視による現況調査を実施し、空家等と思われる建物を次の観点で判断します。

- (1) 郵便受けにチラシやダイレクトメールが大量に溜まっている。
- (2) 窓ガラスが割れたまま、カーテン等がない。
- (3) 門から玄関まで雑草が繁茂していて、出入りしている様子がない。
- (4)上記以外(電気メーターが動いていない、取り外されている等)。

■建築物の不良度等の判定

「地方公共団体における空家調査の手引き」(国土交通省住宅局 平成24年6月)に基づき、空家等と判断した場合は、建築物の不良度(老朽度、危険度)や景観の状況等(門柱および塀の損傷、傾きの有無、雑草の繁茂の有無、立木の腐朽または倒壊の有無、近隣道路へのはみ出しの有無、ごみ等の放置または不法投棄の有無、小動物の住みつきの有無)で判定を行います。

■所有者等への意向調査

調査の結果、空家等と判断されたものについて、空家等の利用実態や今後どのように活用し、又は除却等しようとする意向なのかなどアンケート調査を行い、今後の対策の資料とします。

※ 今後、計画の見直し(5年ごと)に合わせて実態調査を行うこととし、市民等の 相談による調査や、二次調査(立入調査)を適宜実施していきます。

■実態調査の結果

(空家等の判断)

法第2条第1項で規定する「空家等」を対象とするため、現況調査において空家等と疑われるもののうち、過去の指導履歴や前回の調査結果、意向調査の結果から居住または使用の実績がないと判断されたものを空家等とします。

なお、意向調査において使用実績等が確認できなかったものは、今後調査を継続 して使用実績等の確認に努めます。

※ 本調査は、国が実施した住宅・土地統計調査と調査方法等が異なることから、両調査の結果に は差が生じています。

令和2年度空家等実態調査における空家等は次のとおりです。

(令和2年9月時点) (単位:件)

(単位:件)

(空家等のレベル別内訳)

レベル	0	1	2	3	4	5	6	合計
件数	111	1	182	48	8	40	27	417
割合	26.6%	0.2%	43.7%	11.5%	1.9%	9.6%	6.5%	100%

【レベルの説明】

レベル〇…老朽化が全く進んでおらず、修繕の必要がない建物

レベル1…老朽化は進んでいないが、基礎や屋根等、一部に課題が残る建物

レベル2…老朽化は進んでいないが、外壁や屋根等、一部に修理が必要な建物

レベル3…老朽化が進み外壁や屋根等の破損が目立つため、一部修理が必要な建物

レベル4…老朽化が進み暴風発生時等、部材飛散のおそれがあるため外壁や屋根等、修理が必要な建物

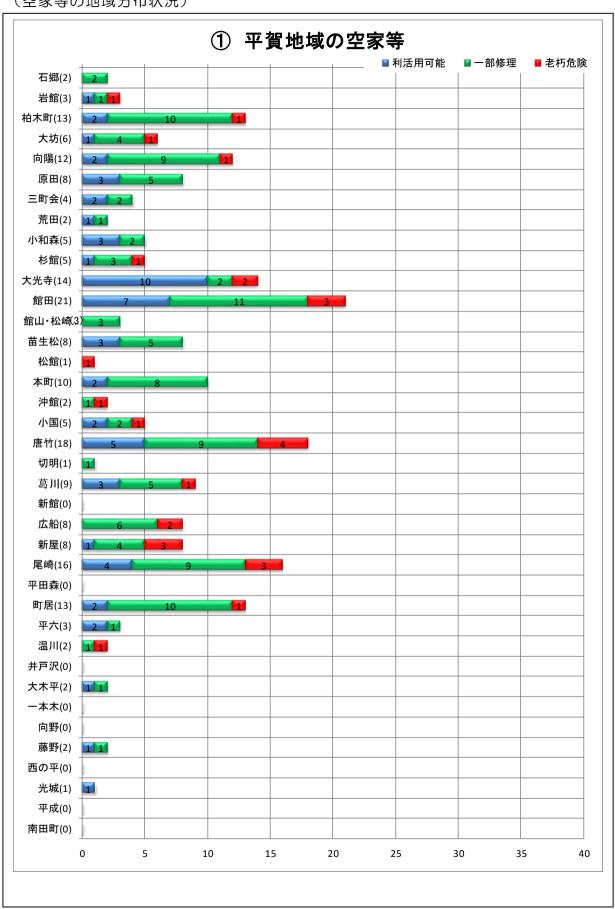
レベル5…老朽化著しく、豪雪時などに倒壊の可能性がある建物

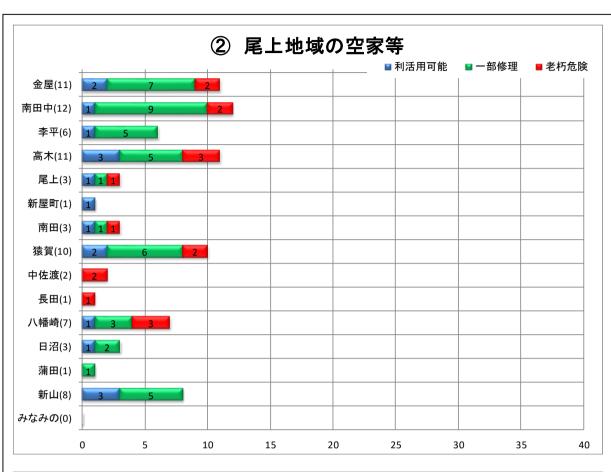
レベル6…全半壊し瓦礫が放置されているため、暴風発生時等、瓦礫飛散のおそれがある建物

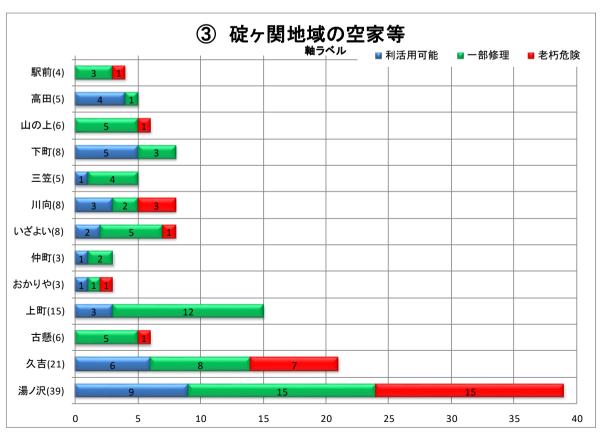
(空家等の地域別内訳)

判定	利活用可能	一部修理	老朽危険	合 計	住宅数
地域	(レベル 0,1)	(レベル 2,3)	(レベル 4,5,6)	合 計	(空家率)
平賀地域	60	119	28	207	8,164
平貝地域	29.0%	57.5%	13.5%	100%	2.5%
尾上地域	17	45	17	79	3,890
1 年 上 地 以	21.5%	57.0%	21.5%	100%	2.0%
碇ヶ関地域	35	66	30	131	1,515
一版グ	26.7%	50.4%	22.9%	100%	8.6%
合 計	112	230	75	417	13,569
	26.9%	55.1%	18.0%	100%	3.1%

※住宅数…「平川市耐震改修促進計画(R3.3 改定)」住宅数





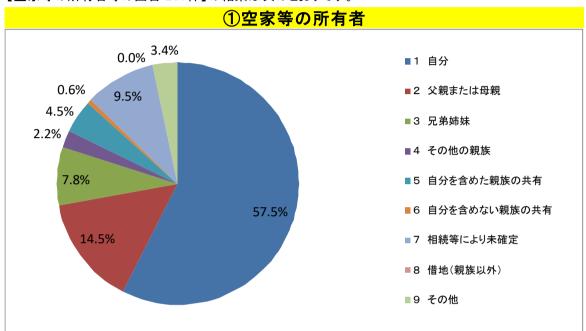


事前に抽出した611件に対し現況調査を実施した結果、空家と思われるもの517件の所有者等に対し 意向調査を実施しました。(居所不明等により送付できなかったもの30件を除く。)

実施期間 令和2年8月~令和2年9月

意向調査票 送付総数487件、回答数 301件(空家: 201件、空家でない: 100件)、回答率 61.8%

【空家等の所有者等の回答 201件】の結果は次のとおりです。



「9 その他」を除く上位は、

①「1 自分」

(57.5%)

②「2 父親または母親」

(14.5%)

③「7 相続等により未確定」

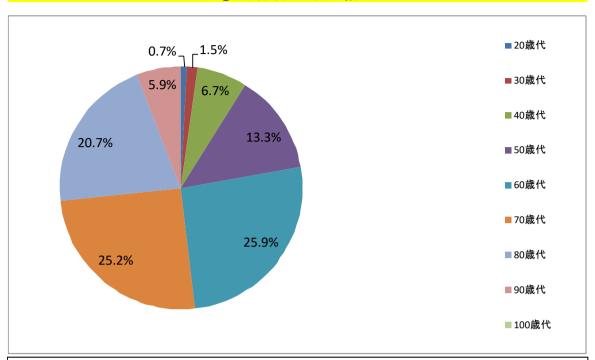
(9.5%)

「相続により未確定」が9.5%

空家の適正管理の責任の所在が複雑化している要因の一部となっている。

平賀地域	尾上地域	碇ヶ関地域		
0.0% 3.2% 0.0% 4.3% 9.7% 1.1% 7.5% 58.1%	10.5% 2.6% 2.6% 5.3% 57.9%	4.2% 6.3% 2.1% 8.3% 10.4% 56.3%		
「9 その他」を除く上位は、	「9 その他」を除く上位は、	「9 その他」を除く上位は、		
①「1 自分」 (58.1%)	①「1 自分」 (57.9%)	①「1 自分」 (56.3%)		
②「2 父親または母親」 (16.1%)	②「2 父親または母親」 (13.2%)	②「2 父親または母親」 (12.5%)		
③「7 相続等により未確定」(9.7%)	③「7 相続等により未確定」(10.5%)	③「3 兄弟姉妹」 (10.4%)		





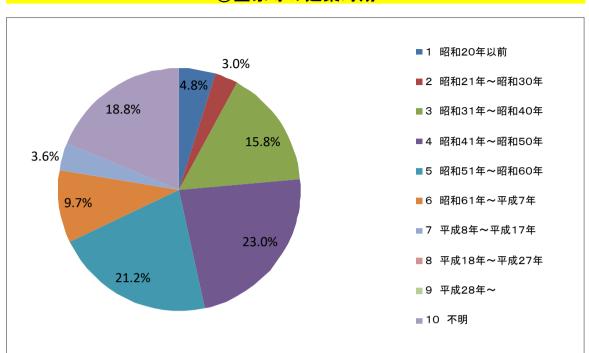
所有者の年代上位は、

①「60歳代」 (25.9%) ②「70歳代」 (25.2%) ③「80歳代」 (20.7%)

60歳代以上の高齢者が半数以上を占めている。(77.7%)

平賀地域	尾上地	也域	碇ヶ原	関地域
4.3% 1.4% 1.4% 18.8% 14.5% 27.5% 26.1%	5.8% 3. 22.2% 18.5%	7% 7.4% 14.8% 25.9%	76.9 23.1% 25.6%	25.6%
所有者の年代上位は、	所有者の年代上位は、	,	所有者の年代上位に	ţ,
①「70歳代」 (27.5%	6) ①「60歳代」	(25.9%)	①「60歳代」	(25.6%)
②「60歳代」 (26.1%	á) ②「80歳代」	(22.2%)	①「70歳代」	(25.6%)
③「80歳代」 (18.8%	3「70歳代」	(18.5%)	③「80歳代」	(23.1%)

③空家等の建築時期



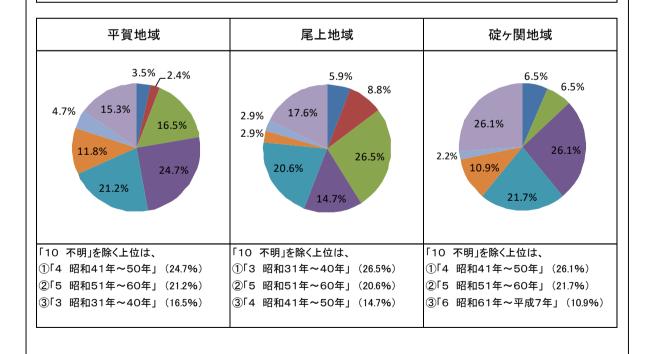
「10 不明」を除く上位は、

①「4 昭和41年~昭和50年」 (23.0%)

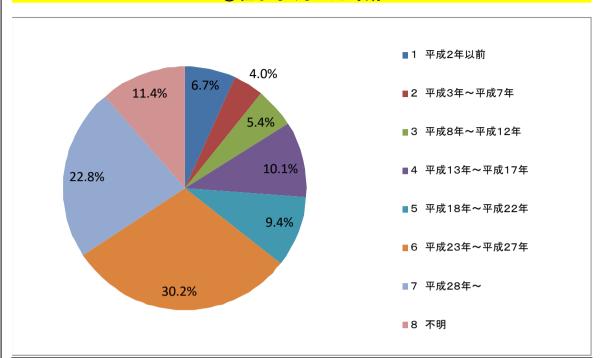
②「5 昭和51年~昭和60年」 (21.2%)

③「3 昭和31年~昭和40年」 (15.8%)

「昭和31年~昭和60年」に建築されたものが半数以上を占めている。 (60.0%)



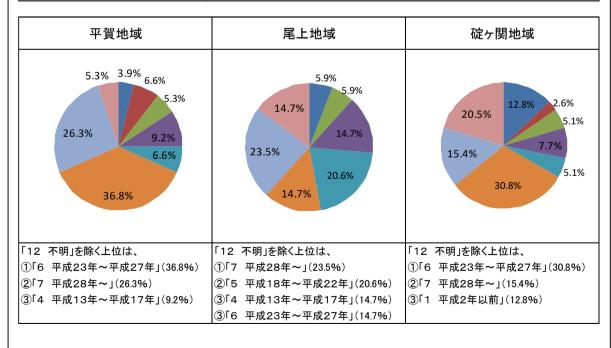
4 住まなくなった時期



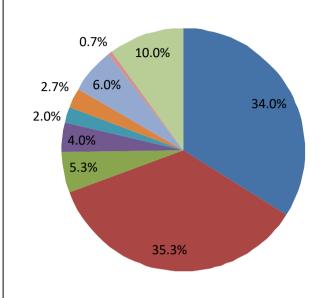
「12 不明」を除く上位は、

①「6 平成23年~平成27年」 (30.2%) ②「7 平成28年~」 (22.8%) ③「4 平成13年~17年」 (10.1%)

「平成23年~」に空家になったものが最も多く、ここ10年で約半数、ここ20年では72.5%となっている。



⑤住まなくなった理由



- ■1 住んでいた人が死亡
- ■2 住んでいた人が施設入所、入院
- ■3 他所へ住宅を新築・購入し転居
- ■4 転勤等により長期不在
- ■5 居住用に取得したが入居していない
- ■6 賃借人が退去、次の賃貸人が決まらない
- ■7 相続等により取得したが居住者がいない
- ■8 相続人が決まらない
- ■9 その他

「9 その他」を除く上位は、

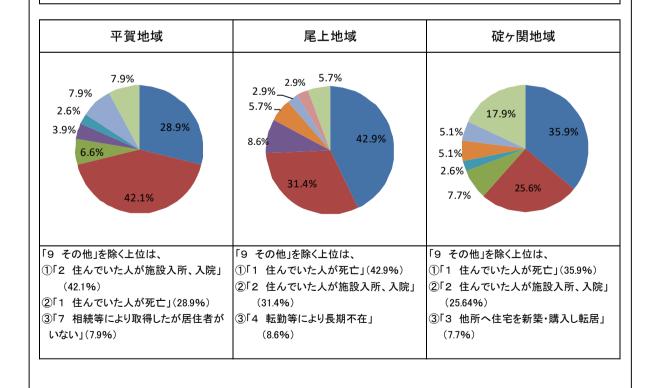
- ①「2 住んでいた人が施設入所、入院」
- ②「1 住んでいた人が死亡」
- ③「7 相続等により取得したが居住者がいない」

(35.3%)

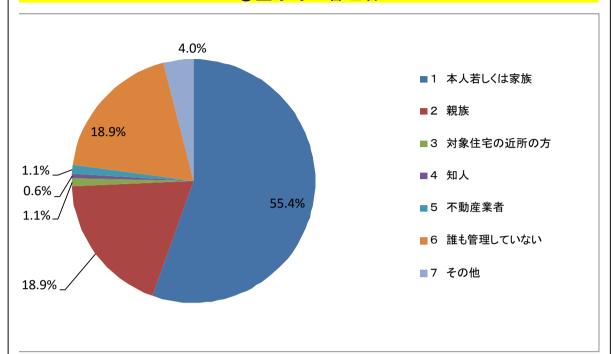
(34.0%)

(6.0%)

「入所・入院」「死亡」が原因で空家になったものが半数以上を占めている。(69.3%)

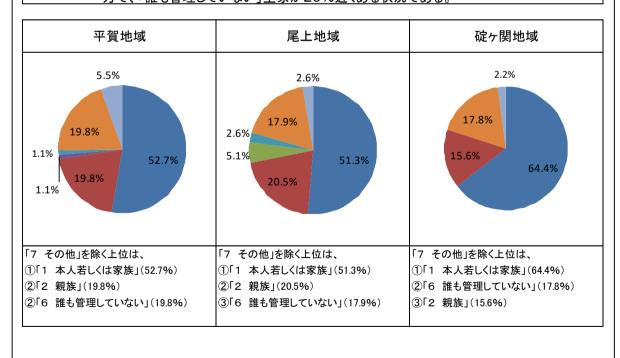


⑥空家等の管理者

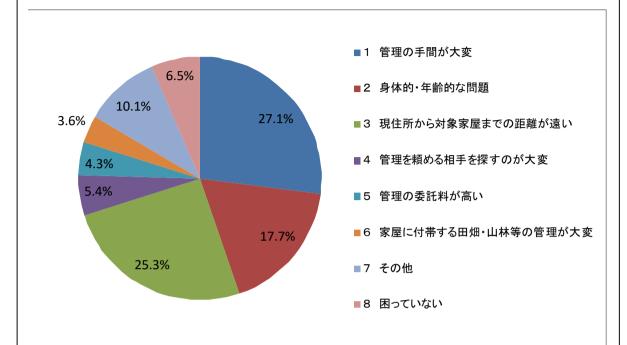


- 「7 その他」を除く上位は、
 - ①「1 本人若しくは家族」(55.4%)
 - ②「2 親族」(18.9%)
 - ②「6 誰も管理していない」(18.9%)

「本人若しくは家族」「親族」が管理している空家が半数以上を占めている。(74.3%) 一方で、「誰も管理していない」空家が20%近くある状況である。



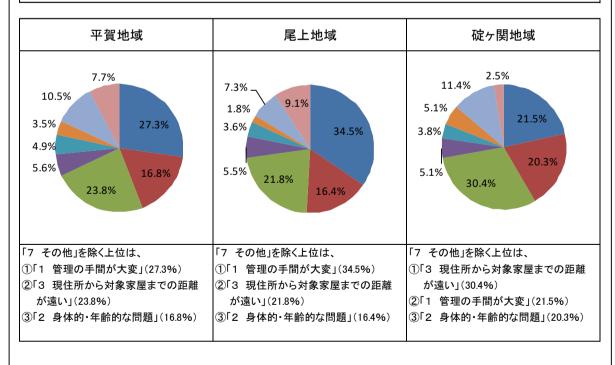
⑦維持・管理で困っていること



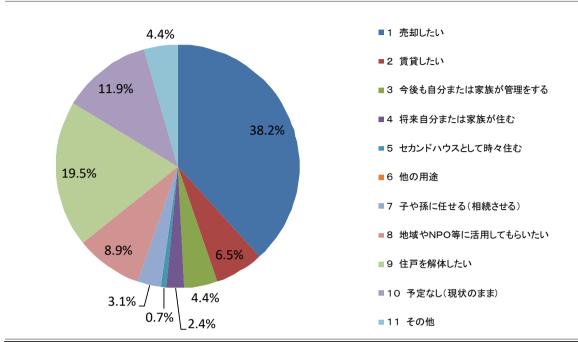
「7 その他」を除く上位は、

- ①「1 管理の手間が大変」(27.1%)
- ②「3 現住所から対象家屋までの距離が遠い」(25.3%)
- ③「2 身体的・年齢的な問題」(17.7%)

市外または県外在住者もあり、「管理の手間が大変」「現住所から対象空家までの 距離が遠い」が半数を超えている。(52.4%)



⑧今後の活用

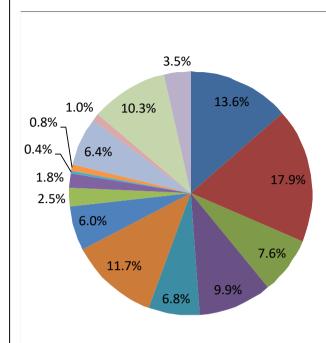


- 「11 その他」を除く上位は、
 - ①「1 売却したい」(38.2%)
 - ②「9 住戸を解体したい」(19.5%)
 - ③「10 予定なし」(11.9%)

「売却」「賃貸」を希望する人が半数近くあり、「解体したい」人は約20%である。

平賀地域	尾上地域	碇ヶ関地域
6.1% 19.0% 36.1% 19.0% 6.8% 4.8% \int 2.7% \int 5.4%	1.5% 12.3% 41.5% 10.8% 4.6% 7.7%	3.7% 11.1% 39.5% 18.5% 2.5% 1.2% 3.7% 2.5%
「11 その他」を除く上位は、 ①「1 売却したい」(36.1%) ②「9 住戸を解体したい」(19.0%) ③「10 予定なし」(12.2%)	「11 その他」を除く上位は、 ①「1 売却したい」(41.5%) ②「9 住戸を解体したい」(21.5%) ③「10 予定なし」(12.3%)	「11 その他」を除く上位は、 ①「1 売却したい」(39.5%) ②「9 住戸を解体したい」(18.5%) ③「8 地域やNPO等に活用してもらいたい」 (11.1%) ③「10 予定なし」(11.1%)

9今後の活用で困っていること

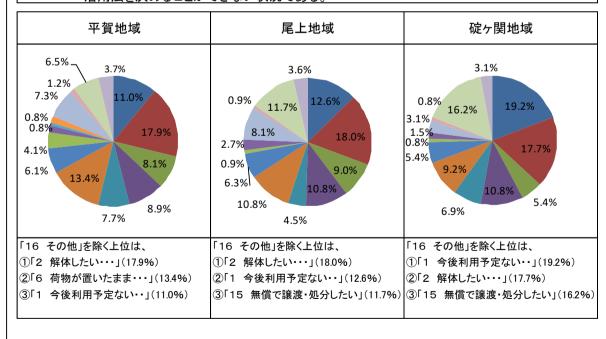


- ■1 今後利用予定はないので、どうしたらよいかわからない
- ■2 解体したいが解体費用の支出が困難で解体できない
- ■3 解体して更地になることで固定資産税等が上がる
- ■4 賃貸・売却したいが相手が見つからない
- ■5 リフォームをしないと使用できる状態でない
- ■6 荷物が置いたままであり、その処分に困っている
- ■7 仏壇が置いたままであり、どのようにしたらよいかわからない
- ■8 敷地内に先祖の墓があり、賃貸、売却が困難である
- ■9 先祖代々の家であり、自分だけでは判断できない
- ■10 権利者関係でもめている(相続問題)
- ■11 賃貸、売却することで知らない住民が入居し近所に迷惑を かける
- かける ■ 12 愛着があり他人には賃貸、売却できない
- ■13 庭の手入れなどができないので、管理に困っている
- ■14 田畑や山林があり、賃貸、売却が困難である
- ■15 無償で譲渡、処分したい
- ■16 その他

「16 その他」を除く上位は、

- ①「2 解体したいが解体費用の支出が困難で解体できない」(17.9%)
- ②「1 今後利用予定はないので、どうしたらよいかわからない」(13.6%)
- ③「6 荷物が置いたままであり、その処分に困っている」(11.7%)

解体の意思はあるが費用の支出が困難で解体できず、荷物や諸問題により 活用法を決めることができない状況である。



3 相談受付状況

第1期計画策定後の平成30年~令和2年9月までに寄せられた空家等の相談や 通報件数は、117件となっており、苦情内容の多くは、隣接している空家等のが れきの飛散による防災上の不安や雑木、雑草の繁茂による通行人や隣家への悪影 響が危惧されるというものです。

4 空家等の要因・背景

空家等が発生する要因や背景は、これまでの調査結果や一般的に指摘されていることから、次のようなものが考えられます。

(1) 所有者等

- ■管理者意識の希薄化
- ■遠方に居住し、実態を把握していない
- ■経済的負担(費用が工面できない)
- ■活用や除却の意向がない
- ■他人に貸すことに抵抗がある
- ■相続人が分からない
- ■高齢化・単身世帯化が進んでいる
- ■荷物がある(仏壇など)

(2) 地域

- ■所有者等に働きかけることに抵抗がある
- ■所有者等の世代が代わり、現所有者がわからない
- ■近隣との付き合いがない
- ■情報不足(相談先がわからない)

(3)市場

- ■需要と供給のミスマッチ
- ■新築住宅の供給が中心

(4) 法制度

■空家等を除却すると住宅用地に対する課税標準の特例対象でなくなり、土地の 固定資産税が上がるため、除却に抵抗感がある。

5 空家等が引き起こす問題

空家等に関する課題は、空家等が放置されることで発生するものや所有者等に関するもの、空家等が増えることで地域活力の低下といった社会的問題など、多くのものがあります。

■近隣への悪影響(倒壊の危険・環境悪化など)

空家等が放置されると、倒壊事故や建築材の飛散事故が発生する危険性があります。また、空家等敷地内の草木の繁茂により隣地や道路への草木の越境、敷地内へのゴミの不法投棄や害虫の発生、獣害など近隣の環境悪化を招く原因となります。

■地域全体への悪影響(防災・防犯上の危険・景観悪化など)

放火や不審者の侵入、不法滞在など空家等が犯罪の温床となるおそれがあります。また、破損や腐食を著しく生じている空家等は良好な景観を害するなど、地域全体へ悪影響を及ぼします。

■所有者等の管理意識の欠如

遠方に居住していたり相続して所有した場合など、空家等を放置することに対する周辺への影響を身近に感じられず、所有者や管理者としての問題意識や危機 意識が欠如してしまうことがあります。

■空家等の増加に伴う地域活力の低下と、さらなる悪循環(過疎化・空洞化等)の懸念

人口が減少し空家等が増加すると、地域コミュニティが希薄化するとともに、景観も悪化していくため、まちとしての魅力も低下していきます。それにより、更なる人口減少が起こり過疎化に繋がるおそれがあります。

- ■空家等の増加にあわせて市民からの苦情件数の増加、問題の顕在化空家等の状況はそれぞれ異なり、空家等を所有・管理している方の状況もまた異なります。空家等が増えた分、多くの苦情が発生し、防災面、防犯面、環境面、衛生面など多種多様な問題を抱えている状況が顕在化しています。
- ■将来の人口減少が予測され、空家等のさらなる増加による問題の増大 少子高齢化などにより人口が減少すると、人口に対して住宅数が過剰となり空 家等の件数が増加し、問題が増大する要因となります。

第3章 空家等対策に関する基本的な方針

1 計画の方向性

適切な管理が行われていない空家等がもたらす問題を解消するためには、第一義的には空家等の所有者等が自らの責任により的確に対応することが前提となりますが、所有者等の意識や経済的な事情などから空家等の管理を十分に行うことができず、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。

このため、倒壊等の事故や火災、犯罪等を未然に防止し、市民が安全で安心して 暮らすことができる生活環境を確保するとともに、地域の活性化を目指し、今後、 各種対策を検討しながら「総合的な空家等対策」に取り組んでいくこととします。

2 計画の日標

(1) 快適な住環境の保全

適切な管理がなされていない空家等は、樹木・雑草等の繁茂による生活環境の 悪化だけでなく、地域の活力も失われることにつながります。

空家等の適切な管理を促進するとともに、空家等の発生そのものを抑制することに重点を置き、快適な住環境の保全を目指します。

(2) 安全で安心なまちづくりの推進

適切な管理がなされていない空家等は、火災等の防災上の問題や、犯罪の温床となるおそれなど、防犯上の問題も懸念されます。

空家等の情報を基に、地域住民や関係機関との連携を図りながら、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

(3) 空家等を活用した移住・定住の促進

空家等は、活用次第では大きな資産となる可能性を秘めています。

空家等の活用を本市への移住・定住促進につなげる、という視点からも空家等の問題に取り組みます。

3 計画の対象とする地区

本市の空家等は広く全域に分布していることから、本計画の対象とする地区は、 平川市全域とします。ただし、空家等に関する調査等の結果などから、他の地区と 比べ、著しく空家率が高い等の理由により、空家等に関する対策を重点的に推し進 める必要がある地区がある場合は、重点地区と定めることとします。

4 計画の対象とする空家等の種類

計画の対象とする空家の種類は、法第2条第1項で規定する「空家等」(法第

2条第2項で規定する「特定空家等」を含む。)を対象とします。

※法第2条第1項

この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の 使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を 含む。)をいう。

法第2条第2項(特定空家等)

そのまま放置すれば、

- ・ 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・ 著しく景観を損なっている状態
- 周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態 にあると認められる空家等

5 実施体制及び相談体制

空家等がもたらす問題は分野横断的で多岐にわたるため、本市では、空家等相談の窓口を3地域に設置し、各関係課で関係法令に基づき対応を進めています。また、平川市空家等対策協議会と連携する中で空家等対策を実施します。

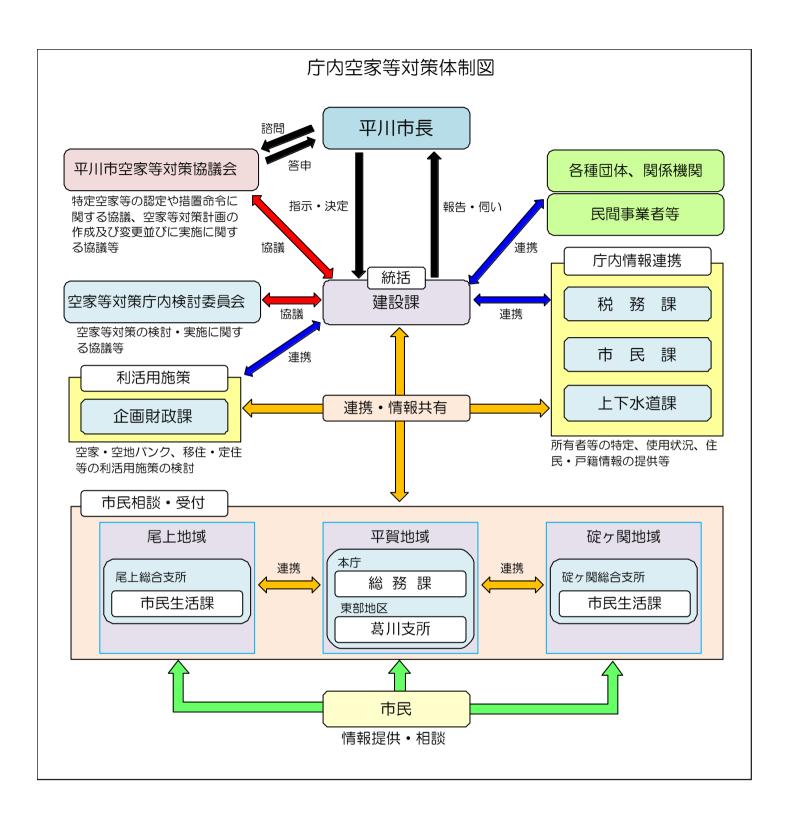
なお、今後、新庁舎開庁等による機構改革にあわせて、体制を見直します。

(1) 庁内体制

事 例		担当課	
老朽建築物	倒壊危険	建設課(統括)	
	景観		
通行障害等	道路		
防犯•防災	犯罪誘発、飛散、火災	総務課	
ごみ、環境	不法投棄、雜草繁茂等	市民課	
	臭気、害虫、獣害		
利活用	空き家・空き地バンク	企画財政課	
	移住•定住		

(2) 市民相談窓口

地 域	相 談 窓 口
平賀地域	総務部総務課、葛川支所
尾上地域 尾上総合支所 市民生活課	
碇ヶ関地域	碇ヶ関総合支所の市民生活課



(3) 平川市空家等対策協議会

本市では、空家等対策協議会(以下、「協議会」という。)を条例第18条で規定し、設置しています。

協議会は、特定空家等の認定や措置命令に関する協議、空家等対策計画の作成 及び変更並びに実施に関する協議等を行います。また、空家等対策の専門性や公平 性を高めるための役割を果たします。

(4) 関係団体との連携

市民生活の安全・安心を確保し、空家等対策を推進することを目的として、不動産、法律等の専門家団体と「平川市空家等及び空地対策の推進に関する協定」を締結しています。本協定に基づき、各団体の窓口で、主に空家等の所有者からの相談に対応しています。空家等に関する相談は多岐にわたることから、協定締結団体と連携し、複合的な課題の解決に取り組みます。

協定締結団体	窓口における相談内容
公益社団法人 青森県宅地建物取引業協会	
黒石支部	空家等の売買・賃貸・利活用に関する
公益社団法人 全日本不動産協会青森県本部	相談
	空家等に関する土地・建物の表示登
青森県土地家屋調査士会	記、境界の調査・測量の相談
青森県弁護士会	空家等に関する法律上の問題の相談
-	空家等に関する相続、成年後見、登記
青森県司法書士会	の相談
丰本旧 仁功隶十 今	空家等に関する契約書や遺言状など書
青森県行政書士会	類作成の相談

第4章 空家等対策の「基本的な方針」に基づく施策

1 対策の方向性と「基本的な方針」に基づく施策

空家等が発生し放置される要因やそこから生じる課題は、ひとつに特定できるものではなく、居住中から除却後の跡地利用までの各段階にわたっています。

そのため、空家等対策を実施していくためには、それぞれの段階に応じた効果的な対策が必要であることから、その方向性を示し、国の支援制度等の活用も含め、各種対策を検討、実施していきます。

空家等は、今後増加が予想されることから発生予防・抑制に注力し、対策を進めていくこととします。

(1) 発生予防•抑制

空家等は、放置され老朽化が進むほど、適切な管理等が難しくなり、除却を余儀なくされコストが増大します。空家等の増加を抑制するために、居住中の段階から準備を進めていただくことや、住まいの価値を保ち、より長く住んでいただくよう、所有者等への普及啓発を図ります。

① 市広報紙、ホームページ等を利用した普及啓発

空家等の所有者や管理者となった場合、建物の破損や樹木の繁茂、不審者の侵入 や衛生害虫の発生など、周辺に迷惑を及ぼさないように、空家等を適正に管理して いただく必要があります。そのため、市広報紙及びホームページにおいて、適正管 理に向けた情報発信・意識啓発を行います。

また、固定資産税の納税通知書を活用し、空家等の適正管理を促すためのお願い文を送付することで、市内にある空家の所有者に啓発を行います。

② 専門家団体と連携した相談体制の充実

本市では、不動産、法律等の専門家団体と締結した「平川市空家等及び空地対策の 推進に関する協定」に基づき、各団体の窓口で、主に空家等の所有者からの相談に 対応しています。

所有者が抱える空家等に関する相談は多岐にわたることから、相談体制を充実させることで、複合的な課題の解決に取り組みます。

③ 木造住宅耐震診断、リフォーム促進支援事業

本市では、昭和56年5月31日以前に建築された住宅を購入し、居住することを予定している住宅の耐震診断を行う費用の一部を助成し、耐震性がないと判断さ

れた住宅に対しては、耐震改修等に要する経費相当分とし、補助対象経費を一部補助しています。

これにより、空家をリフォームして継続利用するなど、空家の有効活用を図ることで、予防抑制を図ります。

④ 移住者や子育て世代等への支援

新たに住宅を取得する移住者、子育て世帯及び新婚世帯に対し、住環境の整備を目的とした戸建て住宅の新築または購入にかかる経費の一部を補助する「平川市すこやか住宅支援補助金」を交付しています。これにより既存住宅の購入を支援し、移住の促進を図ります。

⑤ 三世代同居•近居促進事業

少子高齢化により人口に対して住宅が過剰となることが空家等の増加の一因となっています。国が行う「長期優良住宅化リフォーム推進事業」や「地域型住宅グリーン化事業」では、既存住宅の長寿命化や省エネ改修を支援して、既存住宅の価値を向上させ、三世代同居など複数世帯の同居がしやすい環境づくりを目指しています。この事業を案内することで、既存住宅の有効利用を促し、空家の予防抑制を図ります。

(2) 適切な管理

適切な管理がなされていない空家等は、その建物自体の老朽化を招くだけでなく、防災・衛生・景観などの様々な面において周辺環境に悪影響を生じさせることになります。空家所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)に対して、管理不全な空家等の防止・解消に向けた普及啓発を行うとともに、周辺への悪影響を及ぼすおそれのある空家等については、市による指導を行い、改善を促します。

① 所有者等による適切な管理の促進

所有者等には適切な管理に努める責務があることから、管理されていない空家等には、管理を依頼する通知や現況写真等を送付して自主的な改善を促します。

- ② 市広報紙、ホームページ等を利用した普及啓発 (P28に同じ)
- ③ 専門家団体と連携した相談体制の充実 (P28に同じ)
- ④ シルバー人材センター及び建設協会と連携した空家等管理の普及啓発 所有者等が遠方にお住まいの場合や、高齢の場合など、定期的に空家等を管理す

ることが困難な状況に対応するため、本市と公益社団法人平川市シルバー人材センター及び平川市建設協会が締結した「平川市空家等及び空地の適切な管理の推進に関する協定」に基づき、市内の空家管理の普及啓発を行い、空家等の適正管理を促します。

(3)有効活用

地域の資源である空家等を積極的に有効活用することで、建物の継続利用、住みかえ促進を図り、移住者や定住者および、子育て世帯にとって住みやすい活気あるまちの構築を行います。

① 空き家バンクの設置

弘前圏域空き家・空き地バンクを設置し、空家等の所有者や取得希望者、移住希望 者等に情報発信を行うことで、空家等の抑制と流動化の促進を図ります。

② 空き家の発生を抑制する特例措置の周知

被相続人が居住していた家屋等を相続した者が、一定の要件を満たす譲渡をした場合の税制上の特例措置(譲渡所得3,000万円特別控除)を周知し、相続により生じた空家等の市場での流通を促進します。

※相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋(耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。)又は取壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円を特別控除します。

- ③ 木造住宅耐震診断、リフォーム促進支援事業 (P28に同じ)
- ④ 移住者や子育て世代等への支援 (P29に同じ)

(4) 除却

除却をできない阻害要因(心理的要因・物理的要因・経済的要因・土地利用の制約等)が、様々あります。阻害要因を取り除く支援を検討し、安全・安心なまちづくりを推進します。

① 老朽危険空家等解体撤去補助事業

老朽化した空家等が放置された場合、さらに腐朽が進み、強風により建築部材が 飛散したり倒壊するなど周辺の生活環境に深刻な影響を与えることが懸念されます。 本市では、老朽危険空家等の所有者による除去を支援するため、「平川市老朽危険空家等解体撤去補助事業」を実施しました。周辺環境に影響を及ぼすおそれのある空家等の除去は、良好な生活環境の維持に不可欠であることから、当該事業の継続を検討し、安全・安心なまちづくりを推進します。

平川市老朽危険空家等解体撤去補助事業 実績		
年度	件数	補助金額
平成30年	10	4,341,000円
令和元年	14	6,876,000円
令和2年	12	6,000,000円

(令和2年10月30日時点)

② 空家等の解体撤去後の固定資産税減免制度

「平川市老朽危険空家等解体撤去補助事業」の交付を受け老朽危険家屋等を除却 したことにより、住宅用地に対する課税標準の特例の適用を受けないこととなった 宅地について、一定期間、当該土地に係る固定資産税の増額分を減免することで、 老朽危険空家等の解体撤去の促進を図ります。

(5) 推進体制の構築

空家等問題は様々な要因があり、庁内をはじめ国・県・関係団体など多くの部署 に関係しており、相互連絡調整や連携が不可欠なことから、空家等に関する様々な 施策・事業を総合的に推進し、実効性を確保する体制の構築に努めます。

① 平川市空家等対策庁内検討委員会の設置

空家等の対策については、空家等周辺の防災及び環境衛生や、庁内業務における 様々な視点からの検討を要することから、空家等対策の推進に係る各部局間の調整 及び本市の方針協議その他空家等対策の推進に必要な事項を協議・検討する庁内機 関として「平川市空家等対策庁内検討委員会」を設置します。

② 平川市空家等対策協議会の設置

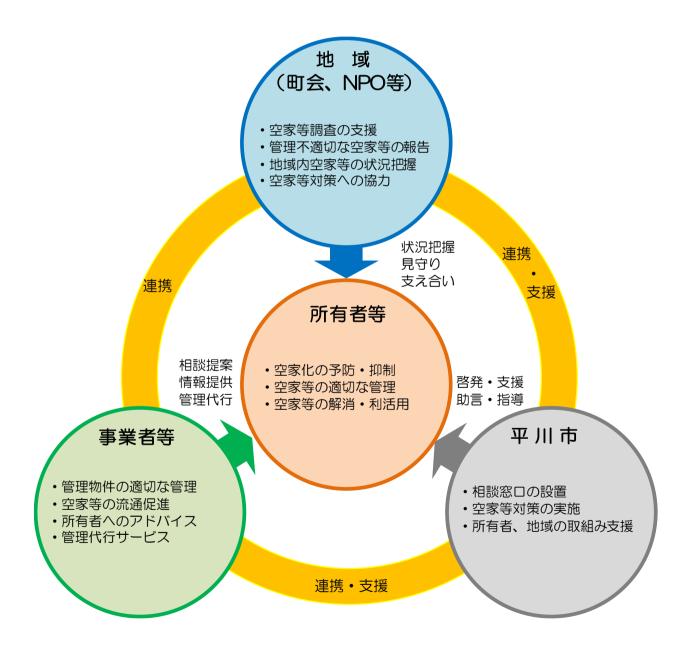
法務、建築、不動産等に関する学識経験者及び地域住民の代表者等により構成する平川市空家等対策協議会を設置して、次の事項に関して協議等を行います。

- 平川市空家等対策計画の作成及び変更に関すること。
- ・特定空家等の認定に関すること。
- ・特定空家等への命令に関すること。
- その他、条例の施行に関し必要な事項を調査審議すること。

- ③ 専門家団体と連携した相談体制の充実 (P28に同じ)
- ④ シルバー人材センター及び建設協会と連携した空家等管理の普及啓発 (P29に同じ)

(6) それぞれの連携した取り組み

所有者等、地域(市民)・事業者等・行政が、それぞれの役割を認識し、連携 した取り組みを実施していきます。



第5章 法に基づく措置等

1 特定空家等に対する措置等

地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼし、周辺の生活環境の保全を図るため に必要があると認められるときは、「特定空家等」の所有者等に対し、適切な措 置を講じていきます。

(1)特定空家等の判断基準

特定空家等の判断基準は、「平川市特定空家等判断基準」(P37)により判定し、必要に応じて協議会の意見を聴いて判断するものとします。

なお、この「特定空家等の判断基準」は、事例等の知見の集積を踏まえ、協議 会の意見を聴いて、適宜見直しをすることとします。

(2) 行政の関与の要否の判断

実態調査や近隣住民等からの相談・通報等により、適切な管理が行われていない空家等に係る具体の事案を把握した場合、当該空家等の状態やその周辺の生活環境への悪影響の程度等を勘案し、私有財産である当該空家等に対する措置について、行政関与すべき事案かどうか、その規制手段に必要性及び合理性があるかどうかを判断していきます。

(3)特定空家等に対する措置

特定空家等に対する措置等の流れ(概要)(P35)のとおりです。

2 特定空家等に対する措置を講ずる際の判断要素等

[特定空家等の判断要素]

- ○空家等の物的状態による判断をする必要があります。
- ○周辺にもたらす悪影響の程度等を考慮する必要があります。
- 〇特定空家等は将来の蓋然性を含む概念であり、必ずしも定量的な基準により一律に判断することはなじまないものです。

また、措置については、強い公権力の行使を伴う行為が含まれることから、その措置に係る手続きについての透明性及び適正性の確保が求められているところであり、国のガイドラインを参考に、地域の実情を反映しつつ、適時固有の判断基準を定めて運用することとします。

なお、定量的な基準により一律に判断することが困難な案件等については、必要に応じて、協議会の意見を聴くこととします。

[特定空家等に対する措置の判断要素]

- 周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるか否か
- ・悪影響の程度と危険等の切迫性

上記、各項目を勘案して総合的に判断します。

[基本的な方針]

所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、情報の提供、助言その他必要な援助を行います。法第12条の情報の提供、助言から法第14条第1項の助言又は指導及び同条第2項の勧告に至るまでに、自主的解決を促していくこととします。

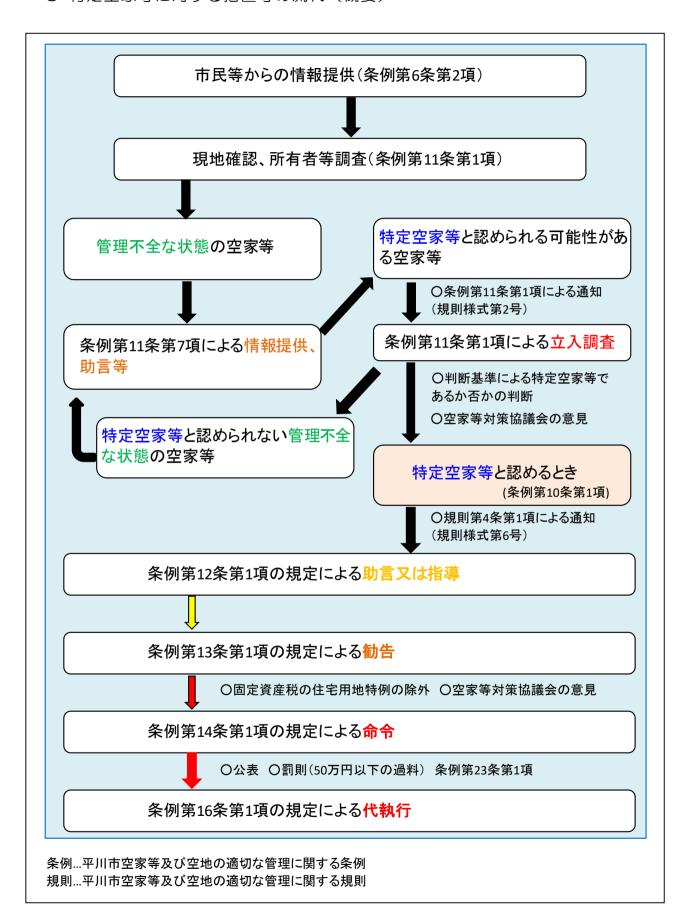
法第14条第3項の命令の実施にあたっては、私有の財産権に重大な影響を与えることになるため、公益性についても十分検討したうえで総合的に判断することとします。

代執行の判断にあたっては、周辺の建築物や通行人等への悪影響の程度や切迫性や公益性の検討内容を検証する中で、総合的に判断することとします。

なお、緊急を要する案件については、法第14条第1項から第3項までに基づくプロセスに則りつつ、早急に「特定空家等」の所有者等に働きかけ、迅速に必要な措置をとるよう促していくこととします。

また、道路等、不特定多数の者が利用する国又は地方公共団体が管理する場所において、地域住民の生命、身体又は財産に対する重大な危険が切迫している場合であって、措置を講じさせる時間的余裕がないと認めるときは、危険を回避するために、必要な限度の措置を講ずることができるものとします。(条例第17条【緊急安全措置】)

3 特定空家等に対する措置等の流れ(概要)



4 その他空家等に関する対策の実施について関連する事項

(1) 空家等の所有者等への情報提供や啓発

空家等の所有者等に、適切な管理の重要性や空家等の周辺地域にもたらす諸問題に関心を持っていただき、地域全体でその対処方策を検討・共有できるように情報提供や啓発に努めます。

(2) 特定空家等に対する他法令による諸規制等

行政が関与すべき事案であると判断された場合、どのような根拠に基づき、どのような措置を講ずべきかを検討する必要があります。

各法令により、目的、講ずることができる措置の対象及び内容、実施主体等が 異なることから措置の対象となる空家等について、その物的状態や悪影響の程 度、危険等の切迫性等を総合的に判断し、手段を選択していきます。

関係法令等については、建築基準法、道路法、廃棄物処理法、消防法、景観法 等や関係条例があります。

(3) 空家等の増加抑制策、利活用施策、除却等に対する支援施策 空家等の予防・抑制に向けた情報提供や啓発に努めます。 定住や移住と合わせた有効活用の促進を図ります。 地域での利活用策についてすべての関係者が協働で検討し、取り組みます。 自発的除却に向けた情報提供や啓発に努めます。

(4) その他

空家等対策の効果を検証し、その結果を踏まえ計画を見直します。 状況の変化等に的確かつ柔軟に対応していきます。

○特定空家等の判断基準

〇平川市特定空家等判断基準

第1章 総則

この特定空家等判断基準(以下、「判断基準」という。)は、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)第14条の規定に基づく措置を講ずるにあたり、特定空家等の認定に関する判断基準を定めるものである。

特定空家等とは、法第2条第1項に規定する空家等のうち、

- (1) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- (2) そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- (3) 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- (4) その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められるものをいう。(法第2条第2項)

特定空家等の認定は、管理不十分な空家等に対して行うものであり、助言・指導等の段階で 空家等の措置に係る必要性や責務を所有者等へ自覚させ、自らの意思で対応していただくよう 意識啓発を促すことが重要である。

第2章 認定するための判断基準

第1 特定空家等の判断の参考となる基準

特定空家等を判定するにあたり、空家等の物的状態が法第2条第2項の状態であるか否かの判断に際して参考となる基準については、次のとおりとする。

I 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態であるか否かの判断に際して参考となる基準

- 1 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある。
 - (1) 建築物が倒壊等するおそれがある。
 - ① 建築物の著しい傾斜

部材の破損や不同沈下等の状況により建築物に著しい傾斜が見られるかなどを基に総合的に判断する。

調査項目の例

- ・基礎に不同沈下がある。
- ・柱が傾斜している。

【参考となる考え方】

下げ振り等を用いて建築物を調査できる状況にある場合、1/20 超の傾斜が認められる場合(平屋以外の建築物で、2階以上の階のみが傾斜している場合も、同様の数値で取り扱うことも考えられる。)

※「被災建築物応急危険度判定マニュアル」財団法人日本建築防災協会/全国被災建築 物応急危険度判定協議会

② 建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等

イ 基礎及び土台

基礎に大きな亀裂、多数のひび割れ、変形又は破損が発生しているか否か、腐食又は蟻害によって土台に大きな断面欠損が発生しているか否か、基礎と土台に大きなずれが発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。

・基礎が破損又は変形している。

調査項目の例

- ・ 土台が腐朽又は破損している。
 - 基礎と土台にずれが発生している。

【参考となる考え方】

- 基礎のひび割れが著しく、土台に大きなずれが生じ、上部構造を支える役目を果たさなくなっている箇所が複数生じている場合
- ※「震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」(監修 国土交通省住宅局建築指導課/財団法人日本建築防災協会)
- ・土台において木材に著しい腐食、損傷若しくは蟻害があること又は緊結金物 に著しい腐食がある場合
- ※「特殊建築物等定期調查業務基準」(監修 国土交通省住宅局建築指導課/財団法人日本建築防災協会)

ロ 柱、はり、筋かい、柱とはりの接合等

構造耐力上主要な部分である柱、はり、筋かいに大きな亀裂、多数のひび割れ、変形又は破損が発生しているか否か、腐食又は蟻害によって構造耐力上主要な柱等に大きな断面欠損が発生しているか否か、柱とはりの接合状況などを基に総合的に判断する。

調査項目の例

- ・柱、はり、筋かいが腐朽、破損又は変形している。
- 柱とはりにずれが発生している。

【参考となる考え方】

複数の筋かいに大きな亀裂や、複数の柱・はりにずれが発生しており、地震時に建築物に加わる水平力に対して安全性が懸念される場合

(2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。

イ 屋根ふき材、ひさし又は軒

全部又は一部において不陸、剥離、破損又は脱落が発生しているか否か、緊結金具に著しい腐食があるか否かなどを基に総合的に判断する。

・屋根が変形している。

調査項目の例

- 屋根ふき材が剥落している。
- 軒の裏板、たる木等が腐朽している。

- 軒がたれ下がっている。
- ・雨樋がたれ下がっている。

【参考となる考え方】

目視でも、屋根ふき材が脱落しそうな状態を確認できる場合

□ 外壁

全部又は一部において剥離、破損又は脱落が発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。

壁体を貫通する穴が生じている。

調査項目の例

- ・外壁の仕上材料が剥落、腐朽又は破損し、下地が露出している。
- 外壁のモルタルやタイル等の外装材に浮きが生じている。

【参考となる考え方】

目視でも、上部の外壁が脱落しそうな状態を確認できる場合

ハ 看板、給湯設備、屋上水槽等

転倒が発生しているか否か、剥離、破損又は脱落が発生しているか否か、支持 部分の接合状況などを基に総合的に判断する。

• 看板の仕上材料が剥落している。

調査項目の例

- 看板、給湯設備、屋上水槽等が転倒している。
- 看板、給湯設備、屋上水槽等が破損又は脱落している。
- ・看板、給湯設備、屋上水槽等の支持部分が腐食している。

【参考となる考え方】

目視でも、看板、給湯設備、屋上水槽等の支持部分が腐食している状態を、確認できる場合

二 屋外階段又はバルコニー

全部又は一部において腐食、破損又は脱落が発生しているか否か、傾斜が見られるかなどを基に総合的に判断する。

調査項目の例

- ・屋外階段、バルコニーが腐食、破損又は脱落している。
- •屋外階段、バルコニーが傾斜している。

【参考となる考え方】

目視でも、屋外階段、バルコニーが傾斜している状態を確認できる場合

ホ 門又は塀

全部又は一部においてひび割れや破損が発生しているか否か、傾斜が見られるかなどを基に総合的に判断する。

調査項目の例

- 門、塀にひび割れ、破損が生じている。
- ・門、塀が傾斜している。

【参考となる考え方】

目視でも、門、塀が傾斜している状態を確認できる場合

2 擁壁が老朽化し危険となるおそれがある。

擁壁の地盤条件、構造諸元及び障害状況並びに老朽化による変状の程度など を基に総合的に判断する。

• 擁壁表面に水がしみ出し、流出している。

調査項目の例

- 水抜き穴の詰まりが生じている。
- ひび割れが発生している。

【参考となる考え方】

擁壁の種類に応じて、それぞれの基礎点 (環境条件・障害状況)と変状点の組み合わせ (合計点)により、擁壁の劣化の背景となる環境条件を十分に把握した上で、老朽化に対する危険度を総合的に評価する。

※「宅地擁壁老朽化判定マニュアル(案)」(国土交通省都市局都市安全課)

Ⅱ 著しく衛生上有害となるおそれのある状態であるか否かの判断に際して参考となる基準

(1) 建築物又は設備等の破損等が原因で、以下の状態にある。

	・吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状況である。
	・浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があ
状態の例	り、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
	・排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活
	に支障を及ぼしている。

(2) ごみ等の放置、不法投棄が原因で、以下の状態にある。

	・ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生があり、地域住民
14 \$5 6 61	の日常生活に支障を及ぼしている。
状態の例	・ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が
	発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。

Ⅲ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態であるか否かの 判断に際して参考となる基準

(1) 適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関するルールに著しく適合しない状態となっている。

	・景観法に基づき景観計画を策定している場合において、当該
状態の例	景観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著
	しく適合しない状態となっている。

• 景観法に基づき都市計画に景観地区を定めている場合におい
て、当該都市計画に定める建築物の形態意匠等の制限に著し
く適合しない、又は条例で定める工作物の形態意匠等の制限
等に著しく適合しない状態となっている。

- ・地域で定められた景観保全に係るルールに著しく適合しない 状態となっている。
- (2) その他、以下のような状態にあり、周囲の景観と著しく不調和な状態である。

	・屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚
	れたまま放置されている。
	多数の窓ガラスが割れたまま放置されている。
状態の例	・看板が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚
	損したまま放置されている。
	・立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。
	・敷地内にごみ等が散乱、山積したまま放置されている。

Ⅳ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態であるか否かの判断に際して参考となる基準

(1) 立木が原因で、以下の状態にある。

	・立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や家屋の敷
出館の何	地等に枝等が大量に散らばっている。
状態の例	・立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨
	げている。

(2) 空家等に住みついた動物等が原因で、以下の状態にある。

	・動物の鳴き声その他の音が頻繁に発生し、地域住民の日常生
	活に支障を及ぼしている。
	・動物のふん尿その他の汚物の放置により臭気が発生し、地域
	住民の日常生活に支障を及ぼしている。
	・敷地外に動物の毛又は羽毛が大量に飛散し、地域住民の日常
状態の例	生活に支障を及ぼしている。
	・多数のねずみ、はえ、蚊、のみ等が発生し、地域住民の日常生
	活に支障を及ぼしている。
	・住みついた動物が周辺の土地・家屋に侵入し、地域住民の生
	活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。
L	

- ・シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。
- (3) 建築物等の不適切な管理等が原因で、以下の状態にある。

	・門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の
	者が容易に侵入できる状態で放置されている。
状態の例	・屋根の雪止めの破損など不適切な管理により、空き家からの
	落雪が発生し、歩行者等の通行を妨げている。
	・周辺の道路、家屋の敷地等に土砂等が大量に流出している。

第2 判定の方法

特定空家等の判定にあたっては、第1の特定空家等の判断の参考となる基準を踏まえ、「特定空家等の判定票1」及び「特定空家等の判定票2」によるものとする。

判定に際しては、市長が任命した2人以上の判定者によるものとし、判定者の協議により判定資料を作成する。

また、判定に際し建物内の調査が必要なときは、当該空家等の所有者等の許可を得てから実施することができる。ただし、建物がすでに全半壊している場合や草木や雑木の繁茂により立入調査が困難な場合は、立入調査を不要とする。

判定時において判定者による判定が困難な場合は、専門家(建築に関し建築士等の資格を有する者)の意見を求めることができる。

なお、判定のための調査時において、認定に要する補足資料として図面、写真等を作成する ものとする。

第3 認定の方法

特定空家等の認定は、第2で行った特定空家等の判定結果(「特定空家等の判定票1」及び「特定空家等の判定票2」)又は参考資料を基に、必要に応じて平川市空家等対策協議会の意見を聴き、市長が認定する。

	コーニュッコーニュント ファース・コース・コース・コース・コース・コース・コース・コース・コース・コース・コ	倒壊等著し	:〈保安上虎	き険となるおそれのあ	る状態		空家番号			所在地					
							判定年月日		ग	判定者					
K	不良度(老朽度・危険度)の判定	険度)の	地形			-			1						
	項目			箇所		判断内容		基礎点		Aランク (×0)	Bランク (×0.5)	ん .5.	Cランク (×1.0)	€ =	計
					(1)	建築物の倒壊・落階等の有無		100	なし	٦	भ		未配		
	建築物の著しい傾斜		全体		(2)	建築物の不同沈下(屋根・基礎等)	(20	なし		不明		ሰዋ		
					(3)	柱の傾斜		20	1/60未満	照米	1/60~1/20	0.	1/20超		
, J	建築物の構造耐力上主要な部分 の損傷等	_	基礎・土台・柱・はり	・柱・はり	(4)	土台・柱・はりの腐朽・破損・変形の有無 (不良箇所:)	の有無	20	なし	د ا	小修理		大修理		
			+ + + -	1# + ; F - + ; F	(2)	屋根の腐朽・破損・欠落等の有無		20	なし	د ا	小修理		大修理		
梁 构		•	単位 単の	座依耳さん・ ぐっし入らず	9)	雨どいの腐朽・破損・欠落等の有無	#	10	なし		Ι		ው		
			# # #		(7)	外壁仕上材の剥落・腐朽・破損等の有無	の有無	20	なし	د ا	小修理		大修理		
~ 10	屋根・外壁等が脱落・飛散等する おそれ	散等する	4 插 4		(8)	開口部(窓ガラス等)の割れ・破損等の有無	等の有無	20	なし	٦	部分的		未熙		
-	-		看板、給湯	看板、給湯設備、屋上水槽等	(6)	看板・給湯設備・屋上水槽等の破損・脱落・転倒等の有無	損・脱落・転倒等の有無	10	なし	_ _	破損·腐食		脱落·転倒		
		_ ====	室外階段3	屋外階段又はバルコニー	(10)	屋外階段・バルコニーの腐朽・・破損等の有無	損等の有無	10	なし	د 🗆			全部		
		<u>,</u>	門又は塀		Ξ.	11) 門・塀の腐朽・・破損・脱落等の有無	#	10	なし	_ _	部分的		計剽		
					(12)	権壁表面への水のしみ出し・流出の有無	の有無	10	なし	٦	調り		光田		
舞舞	擁壁が老朽化し危険となるおそれ 擁壁	3.5おそれ 1	左左		(13,	(13) 水抜き穴の詰まり・設置の有無		10	設置有	有	詰まり		設置無		
					(14,	(14) ひび割れ等の有無		10	なし	٦	使用限界		損壊限界		
ł		•											福	Θ	
			1 不良度	不良度判定結果											
	判定区分	不良度(低)	(£)	不良度(中)	_	不良度(高) □		ო	华尼	特定空家等の判定	の判定				
ш	評点合計値	50点未満	掘	50点~99点	\sqcup	100点以上					Ĺ				
HI-	周辺への影響度の判定	斯						<u></u>	寺定 空 歌	③特定空家等の評点	1 _	加加		特定空家等	無
_	敷址	敷地境界からの離れ	の離れ		離	雑れ(大) 離れ(小)		<u> </u>	=			100点米消		非該当	
	(1) 隣地境界と建築物の離れ(最短距離)【L=	物の離れ(最短距離)	[L= m]	L≧3m	m		<u></u>	F良度σ	①不良度の評点合計		4		7.	
<u> </u>	(2) 公衆用道路と建築物の離れ(最短距離)【L=	築物の離れ	,(最短距离	(m) [r= m]	L≧3m	in						100点女片		III	
ı	※離れは、1階建て=3m、2階建て=6mを基準とする。	C=3m、2階	建て=6m	を基準とする。					+]				
	2	2 影響度の	影響度の判定結果					20 事	影響度に	2影響度による加算点	1 [£]				
	3	道路側離れ(大)	れ(大)	道路側離れ(小)											
	隣地側離れ(大)	影響度(低)	£)	影響度(高)	_				影響周	影響度(低): +0点	0点				
	隣地側離れ(小)	影響度(中)	<u> </u>	影響度(高)					影響周	影響度(中): +25点	25点				
								_							

特定空家等の判定票2 2 衛生上有害等の判定

3、壁面が敷地外から見える □ 壁面が敷地外から見えない						Σ Σ		(%2)
	29	_	壁面が敷地外から見えない		屋根が敷地外から一部しか見えない		周辺が落・林等でないこと	3(2)
型	壁面の一部に蔓が繁茂		壁面及び屋根に蔓が繁茂		投影面積の8割以上に蔓が繁茂		J - 26.7 5.11. 144 277 11	3
道路・敷地外に散乱している 通行	通行可能		容易に通行することが困難		跨ぐ、避ける等が必要で通行困難	□ # IJ	折れ腐朽等の散乱の要因が継続している こと	
枝等が歩行部分にはみ出して いる	歩行に支障がない		歩行に支障があり、歩行部分の高さ2.5 m以内に50cm未満はみ出している		歩行に支障があり、歩行部分の高さ2. 5m以内に50cm以上はみ出している		道路標識、信号、反射鏡を覆っている場合は特定空家等とする	
枝等が走行部分にはみ出して いる	走行に支障がない		走行に支障があり、走行部分の高さ2.5 m以内に50cm未満はみ出している		走行に支障があり、走行部分の高さ2. 5 m以内に50cm以上はみ出している	回通包	道路標識、信号、反射鏡を覆っている場合は特定空家等とする	4(1)
枝等が敷地外(道路等を除く) にはみ出している	I	I	敷地外に50cm未満はみ出している		敷地外に50cm以上はみ出している	□ ≥ 54	隣接建築物等と接触している場合は特定 空家等とする	
枝等が電線にかかっている 電絲	電線にかかりそう		電線にかかっている		電線を覆っている		I	
	ı	1	ガラスが欠損している窓が半数未満		ガラスが欠損している窓が半数以上	口	ヒビのみを除き、建物全体の窓ガラスの 枚数(板等で塞がれている箇所を除く)を 全体数とする。	3(2)
	I	1	1階の窓、ガラスが欠損しているが侵入は 困難		1階の窓、ガラスが欠損し、侵入が容易に できる		門扉、塀がなく、容易に敷地内へ侵入できる状態であること	(2)
and the second	_	1	雪止めがない、又は破損し、歩行者等へ の影響が小さい		雪止めがない、又は破損し、歩行者等へ の影響が大きい	#X: E	落雪の屋根が道路、又は隣地境界から2 m未満であること	4(3)
空家等の出入可能な場所が 施錠されていない	ı	I	開いたまま、又は閉められているが施錠 されていない		破損等により施錠が困難	# 16	出入可能な場所まで容易に人の侵入が 可能な空家等であること	4(3)
	施錠されていないが閉められている		破損等により閉めることが困難		I	ı	I	
	数地境界で、無臭・やっと感知できる臭い		敷地境界で、何の臭いかがわかる弱い臭 い・楽に感知できる臭い		敷地境界で、強い臭い・強烈な臭い		臭いの発生場所を特定できること	
ねずみが発生している	フン等が確認できない		I	ı	姿、フン等が確認できる		ゴミ等がわずみの餌となるものであること	2(2)
ハエ、蚊等が発生している	ゴミニたかっている		ゴミ等の付近で顔を払う程度飛行している		敷地境界付近で顔を払う程度飛行している		ゴミ等が発生の元であること	
表に日本	敷地に散乱しているが、敷地外から容易 に確認できない		敷地面積の5割未満に散乱し、敷地外から容易に確認できる		敷地面積の5割以上に散乱・山積みされ、敷地外から容易に確認できる		l	3(2)
山積みされ放置されている 容易	敷地に山積みされているが、敷地外から 容易に確認できない		山積みの高さが50cm未満で、敷地外から容易に確認できる		山積みの高さが50cm以上で、敷地外から容易に確認できる		_	
音(鳴き声等)がする	不定期に、聞こえる程度以下の音がする		継続して、音が大きく聞こえるが、通常の 声で会話ができる程度の音がする		継続して、音が大きく聞こえ、大きな声で 会話しなければならない程度以上の音が 度々し、会話が困難	<u>*</u>	敷地境界で聞こえ、音源を特定できること	

・ること 単であり、住みついて 4(2)	が、住みついて 描等が住みつ 節から出入り の巣であること	が、住みついて 描等が住みつ 部から出入り の巣であること り、敷地外から うること ものであること
	- 	
敷地外に継続して飛散し毛等が集積して いる又は洗濯物に付着している 姿、フン等が確認できる	数地外に継続して飛散し毛等が集積している又は洗濯物に付着している姿、フン等が確認できる姿、フン等が確認できる数地境界付近で顔を払う程度飛行している。	数地外に継続して飛散し毛等が集積している又は洗濯物に付着している 姿、フン等が確認できる 数地境界付近で顔を払う程度飛行している を 型家等及び近隣にシロアリ(羽アリ)が発 生している 表示部分の1/2以上の汚損等により表示 の意図が不明なもの 公序良俗に反する表現であるもの な付け石綿又は吹付け石綿が使用された 部分に破損等がみられる 数地境界で、強い臭い・強烈な臭い
敷地外に散乱している	う程度飛行している リング発生してい	5程度飛行している 7リ)が発生してい 7リ)が発生してい 7時損等により表示 であるもの(公序 5名ものを除く) 1を使用しているこ かがわかる弱い臭
姿、フン等が確認できない	姿、フン等が確認できない ゴミロたかっている 蜂の巣が確認できない	姿、フン等が確認できない
749 みかいの 安、	5t.v3 (U) Aft.v3	でいる :汚さ
1		本書 本書 本書 本 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

_
ŵ
リとする。
以下のとお
9
F
짓
場合は、
45
当ず
は影響
\equiv
西
(基準項
断基準
判断基準
-

手とし、法第14条各項の措置の対象となる空家等)ていない空家等(特定空家等を除く。)とし、法第12条の助言の対象となる空家等	の空家等とし、状況に応じて法第12条の情報の提供等に努める空家等
法第2条第2項の特定空家等とし、法第14条	法第3条の適切な管理に努めていない空家等	特定空家等及び不適切以外の空家等とし、氷
特定空家等	管理不適切	措置対象外

※2 区分 (法第2条第2項に規定する特定空家等の定義のうち該当する状態をあらわすもの)

状 態	歩 コン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		場 ボン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 3)週 りな 冒 垤 ルコインイ にいってい こうしょり 有 こく 京戦 で 惧 くっ こいる 小 恋		4 その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態	
原因	建築物又は設備等が原因	ゴミの放置、不法投棄が原因	既存の景観に関するルールに著しく適合しない	周囲の景観と著しく不調和	立木が原因	空家等に住みついた動物等が原因	建築物の不適切な管理等が原因
区分	2(1)	2(2)	3(1)	3(2)	4(1)	4(2)	4(3)

〇用語解説

●空家等

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他土地に定着する物を含む。)ただし、国又は地方公共団体が所有し、管理するものを除く。(法第2条第1項)

※ 「居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの」とは、建築物などが長期間にわたって使用されていない状態をいい、例えば概ね年間を通して建築物等の使用実績がないことをいう。

共同住宅の一室に居住者がいる場合や物置として使用しているなど、建築物等の一部でも使用されている場合は、「空家等」に該当しません。

●特定空家等

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく 衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著し く景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置すること が不適切である状態と認められる空家等(法第2条第2項)

●所有者等

空家等の所有者又は管理者

●事業者等

宅地等の市場流通に関わる事業者等

●市民活動を行う団体

非営利による空家等課題を解決するために行われる市民の自発的な活動を行う団 体

※ この対策計画の空家等に関する活動を行う、町会、ボランティア・NPO等、学校・企業が行うボランティア活動、社会貢献活動を行う団体

●住宅・土地統計調査

総務省が5年ごとに実施する住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにする調査

※ 住宅・土地統計調査は抽出調査であり、結果は推計値である。 住宅・土地統計調査の「空き家」は、共同住宅の一室が空いているものを含むなど、法の定義 する「空家等」と異なる。

●住宅用地特例

住宅用地に対する課税標準の特例で、住宅用地は、その税負担を特に軽減する必要から、その面積の広さによって、小規模住宅用地と一般住宅用地を分けて特例措置が適用される。都市計画税についても固定資産税と同様の負担水準に応じてなだらかな税負担の調整措置を講じている。

なお、特定空家等の所有者等に対し、必要な措置をとることを勧告した場合は、 この固定資産税等の住宅用地特例が適用されなくなる。

参考資料

〇空家等対策の推進に関する特別措置法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
〇空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
○平川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
○平川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例施行規則・・・・	62

(目的)

第1条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村(特別区を含む。第10条第2項を除き、以下同じ。)による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- 2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上 危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切 な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生 活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空 家等をいう。

(空家等の所有者等の青務)

第3条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第4条 市町村は、第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく 空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう 努めるものとする。

(基本指針)

- 第5条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。
- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
 - (2) 次条第1項に規定する空家等対策計画に関する事項
 - (3) その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとすると

きは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

- 第6条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施する ため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策 計画」という。)を定めることができる。
- 2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
 - (2) 計画期間
 - (3) 空家等の調査に関する事項
 - (4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
 - (5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地(以下「空家等の跡地」という。) の活用の促進に関する事項
 - (6) 特定空家等に対する措置(第14条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項若しくは第10項の規定による代執行をいう。以下同じ。) その他の特定空家等への対処に関する事項
 - (7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
 - (8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
 - (9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
- 3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これ を公表しなければならない。
- 4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。 (協議会)
- 第7条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第8条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に

関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

- 第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有 者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査 を行うことができる。
- 2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査を させることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈 してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

- 第10条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされている もののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののた めに利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所 有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、こ の法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものと する。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第11条 市町村は、空家等(建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売 し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの(周辺の生活環境に悪影響を及 ぼさないよう適切に管理されているものに限る。)を除く。以下第13条までにおいて同じ。)に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第12条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。 (空家等及び空家等の跡地の活用等)

第13条 市町村は、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を 行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関す る情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとす る。

(特定空家等に対する措置)

- 第14条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定 空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対 し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の 保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に 係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に 対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることがで きる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市町村 長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求すること ができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第3 項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴 取を行わなければならない。

- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第3項の規定 によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前ま でに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第6項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を 命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行し ても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和23年法 律第43号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者 をしてこれをさせることができる。
- 10 第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき(過失がなくて第1項の助言若しくは指導又は第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、第3項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第3項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第3項の規定による命令については、行政手続法(平成5年法律第88号)第 3章(第12条及び第14条を除く。)の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

(財政上の措置及び税制上の措置等)

第15条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画 に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の 措置その他の措置を講ずるものとする。

(過料)

- 第16条 第14条第3項の規定による市町村長の命令に違反した者は、50万円以下の過料に処する。
- 2 第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める 日から施行する。ただし、第9条第2項から第5項まで、第14条及び第16条の 規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況 を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その 結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則

平成27年総務省・国土交通省令第1号

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第11項の規定に基づき、空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第11項の国土交通省令・総務省令で定める方法は、市町村(特別区を含む。)の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法とする。

附 則

この省令は、空家等対策の推進に関する特別措置法附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日(平成27年5月26日)から施行する。

平成28年9月16日平川市条例第22号

平川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例

平川市空き家等の適正管理に関する条例(平成27年条例第19号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか、空家等及び空地の適切な管理及び有効活用に関し必要な事項を定めることにより、空家等及び空地が周辺の生活環境を害し、及び市民等の生命、身体又は財産に被害を及ぼすことを防止し、もって市民等の良好な生活環境の保全及び安全で安心な魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 空家等 市内に所在する法第2条第1項に規定する空家等をいう。
 - (2) 空地 市内に所在する土地(原則として農林業用地を除く。)であって、 常態として人が使用していないもの又はこれに類する状態にあるものをい う。
 - (3) 特定空家等 空家等のうち、法第2条第2項に規定する特定空家等をい う。
 - (4) 所有者等 空家等又は空地を所有し、又は管理する者をいう。
 - (5) 市民等 市内に居住し、滞在し、勤務し、又は在学する者及び市内に所在 する法人その他の団体をいう。
 - (6) 管理不全な状態 空家等又は空地が次のいずれかに該当する場合であって、

当該空家等又は空地の周辺の生活環境を害するおそれがある状態をいう。

- ア 外壁、屋根その他の建築材の一部が剥落し、又は破損している状態
- イ 窓又は扉が破損し、不特定の者が侵入することができる状態
- ウ 雑草が繁茂している状態
- エ 樹木の枝葉又は雑草が、隣地にはみ出している状態又は道路上にはみ出し

安全な通行を確保する上での妨げとなっている状態

- オ ねずみ、はえ、蚊その他の衛生動物又は悪臭が発生している状態
- カ 廃棄物が投棄されている状態
- キ アから力までのいずれかに類するものとして市長が認める状態
- (7) 危険な状態 空家等又は空地が次のいずれかに該当する場合であって、市 民等の生命、身体又は財産に被害を及ぼすおそれがある状態をいう。
 - ア 老朽化若しくは風雨、降雪等の自然現象により空家等又は工作物等が倒壊 し、又は空家等又は工作物等の建築材等が飛散し、若しくは剥落し、又は落 雪するおそれがある状態
 - イ 風雨、降雪等の自然現象により樹木等に、不自然な傾きがある、又は明らかな腐食が見られる等、そのまま放置すれば、倒木するおそれがある状態
 - ウ ア又はイに掲げるもののほか、管理不全な状態であって周辺の生活環境を 著しく害するおそれがあると市長が認める状態

(基本理念)

第3条 空家等又は空地の適切な管理及び有効活用は、市、所有者等及び市民等が、 管理不全な状態又は危険な状態(以下「管理不全な状態等」という。)となった空 家等又は空地が市民等の良好な生活環境並びに地域社会の安全及び安心を脅かす重 大な問題であることを認識し、協働又は協力して取り組むことを基本として行わな ければならない。

(所有者等の責務)

- 第4条 所有者等は、その社会的責任を自覚し、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自らの責任及び負担において空家等又は空地が管理不全な 状態等にならないよう、常に適切にこれを管理しなければならない。
- 2 所有者等は、空家等又は空地の適切な管理又は有効活用に関する市又は市民等の取組に協力しなければならない。

(市の責務)

- 第5条 市は、基本理念にのっとり、空家等又は空地の適切な管理及び有効活用に関し、必要な施策を総合的に講じなければならない。
- 2 市は、空家等又は空地の適切な管理又は有効活用に関する所有者等又は市民等の 取組に協力し、必要な支援に努めなければならない。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、市民等同士の協力又は連携により、空家等 又は空地の適切な管理又は有効活用に関する必要な取組の実施に努めるものとす

る。

2 市民等は、管理不全な状態等である空家等又は空地があると認めるときは、市に その情報を提供するよう努めるものとする。

(当事者による解決との関係)

第7条 この条例は、管理不全な状態等にある空家等又は空地の所有者等及び当該空家等又は空地に関する紛争の相手方(以下「当事者」という。)が、当事者同士の合意、訴訟その他の当事者による当該紛争の解決を図ることを妨げるものではない。

(空家等又は空地の有効活用等)

第8条 市及び所有者等は、空家等又は空地が所有者等により使用されること、第三者の居住その他の活動のために貸与されること等により、地域の資源として、居住の促進、良好な生活環境の形成、地域社会の維持等、まちづくりに寄与するものとして有効活用されるよう努めるものとする。

(空家等対策計画)

- 第9条 市長は、空家等に関する対策を総合的、かつ、計画的に実施するため、法第 6条第1項の規定に基づき、平川市空家等対策計画(以下「空家等対策計画」とい う。)を定めるものとする。
- 2 市長は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ平川市空家等対策協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを 公表しなければならない。

(特定空家等の認定)

- 第10条 市長は、空家等が特定空家等であると疑われるときは、次条第1項の規定による調査を行い、当該空家等が現に特定空家等であると認めるときは、特定空家等として認定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により認定をしようとするときは、あらかじめ平川市空家等 対策協議会の意見を聴くことができる。

(調査等)

- 第11条 空家等に関する立入調査等については、法第9条に定めるところによる。
- 2 市長は、管理不全な状態等にある空地を発見したとき又は市民等から第6条第2 項の規定による情報提供(空地情報に限る。)を受けたときは、当該空地の状態及 び所有者等について必要な調査をすることができる。
- 3 市長は、この条例の施行に必要な限度において、所有者等若しくは市民等に対

- し、必要な報告を求め、又はその職員に管理不全な状態等の空地に立ち入らせ、当該空地の状態及び所有者等を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 4 市長は前項の規定により職員を空地に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空地の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 5 第3項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 6 第3項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 7 空家等の適切な管理を促進するための情報の提供、助言等は法第12条に定めるところによる。
- 8 市長は、第2項の規定により空地を調査した場合において、当該空地が管理不全 な状態であると認めるときは、当該空地の所有者等に対し、空地の適切な管理を促 進するための情報の提供、助言等を行うよう努めるものとする。

(助言又は指導)

- 第12条 特定空家等の所有者等に対する助言又は指導については、法第14条第1 項に定めるところによる。
- 2 市長は、空地が危険な状態であると認めるときは、当該空地の所有者等に対し、 危険な状態を解消するために必要な措置を講ずるよう助言又は指導することができ る。

(勧告)

- 第13条 特定空家等の所有者等に対する勧告については、法第14条第2項に定めるところによる。
- 2 市長は、前条第2項の規定による助言又は指導を受けた者が、その助言又は指導 に係る措置を講じない場合において、当該空地がなお危険な状態にあると認めると きは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の期限を定めて、危険な状態を解 消するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

- 第14条 特定空家等の所有者等に対する命令については、法第14条第3項から第 8項まで及び第13項に定めるところによる。
- 2 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に 係る措置を講じない場合において、当該空地が危険な状態であると認めるときは、

- 当該勧告を受けた者に対し、相当の期限を定めて、危険な状態を解消するために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。
- 3 市長は、前2項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、平川市空家等対策協議会の意見を聴くものとし、当該命令に係る所有者等に対し、弁明の機会を付与しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。 (公示等)
- 第15条 前条第1項に規定する命令をした場合における公示については、法第14 条第11項及び第12項に定めるところによる。
- 2 市長は、前条第2項の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく当該命令に 係る措置を講じない場合は、次に掲げる事項を公表することができる。
 - (1) 所有者等の氏名及び住所(法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)
 - (2) 空地の所在地
 - (3) 命令の内容
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- 3 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に 係る所有者等に対し、弁明の機会を付与しなければならない。

(代執行)

- 第16条 第14条第1項に規定する命令をした場合における当該命令に係る措置の 履行の確保については、法第14条第9項に定めるところによる。
- 2 第14条第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき(過失がなくて第12条の助言若しくは指導又は第13条の勧告が行われるべき者を確知することができないため第14条第1項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、法第14条第10項に定めるところによる。
- 3 市長は、第14条第2項の規定による命令を受けた者が、当該命令に係る措置を 講じない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、 かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政 代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより代執行を行うことがで きる。

(緊急安全措置)

第17条 市長は、空家等又は空地が危険な状態にあり、かつ、これを放置することにより市民等の生命、身体又は財産に被害を及ぼすことが明らかである場合であっ

- て、所有者等に指導等を行う時間的余裕がないと認めるときに限り、原則として所有者等の同意を得て、当該空家等又は空地の危険な状態を緊急に回避するために必要な最低限度の措置(以下「緊急安全措置」という。)を自ら講ずることができる。
- 2 市長は、前項の緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置に要した費用を 当該緊急安全措置に係る空家等又は空地の所有者等から徴収するものとする。

(空家等対策協議会)

- 第18条 市に、平川市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。
- 2 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 空家等対策計画について、第9条第2項の規定により意見を述べること。
 - (2) 特定空家等の認定について、第10条第2項の規定により意見を述べること。
 - (3) 第14条第1項又は同条第2項に規定する命令について、同条第3項の規 定に基づき意見を述べること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項を調査審議 すること。
- 3 協議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 4 前項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

(専門的知識を有する者からの意見)

第19条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(警察その他の関係機関との連携)

第20条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に必要な措置について協力を要請することができる。

(関係法令の適用)

第21条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、関係法令を適用し、必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第23条 第14条第1項の規定による命令に違反した者に対する罰則については、 法第16条第1項に定めるところによる。

- 2 第11条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者に対する罰 則については、法第16条第2項に定めるところによる。
- 3 第14条第2項の規定による命令を受けたにもかかわらず、正当な理由なく当該命令に係る措置を講じない者であって、第15条第2項の規定により公表されてもなお当該命令に係る措置を講じないものに対し、5万円以下の過料を科すことができる。
- 4 市長は、前項の規定により過料の処分をしようとするときは、あらかじめ、当該 処分に係る所有者等に対し、弁明の機会を付与しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年9月16日平川市規則第16号

平川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例施行規則

平川市空き家の適正管理に関する条例施行規則(平成27年平川市規則第9号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)及び平川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例(平成28年平川市条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報提供)

第2条 条例第6条第2項に規定する情報提供は、空家等又は空地に関する情報提供書(様式第1号)によるもののほか、口頭その他適宜の方法により行うことができるものとする。

(ウ入調査の通知等)

- 第3条 法第9条第3項の規定による通知は、空家等の立入調査実施通知書(様式第2号)により行うものとする。
- 2 条例第11条第4項の規定による通知は、空地の立入調査実施通知書(様式第3 号)により行うものとする。
- 3 法第9条第4項の身分を示す証明書は、空家等の立入調査員証(様式第4号)と する。
- 4 条例第11条第5項の身分を示す証明書は、空地の立入調査員証(様式第5号) とする。

(特定空家等の通知)

- 第4条 市長は、空家等が特定空家等であると認めるときは、当該特定空家等の所在 及び状態、周辺の生活環境への影響並びに当該特定空家等の所有者等(空家等の所有者又は管理者をいう。以下同じ。)であることを、特定空家等該当通知書(様式第6号)により当該特定空家等の所有者等に対し通知するものとする。ただし、過 失がなくて当該所有者等を確知することができないときは、この限りでない。
- 2 前項の規定による通知を行った場合において、市長は、当該特定空家等の所有者 等が除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措 置を講じたことにより特定空家等の状態が改善され、特定空家等でないと認めると きは、遅滞なくその旨を、特定空家等状態改善通知書(様式第7号)により当該所 有者等に対し通知するものとする。

(助言又は指導)

- 第5条 法第14条第1項の助言又は指導は、空家等の適切な管理に関する指導書 (様式第8号)により行うものとする。ただし、助言は口頭でも行うことができる。
- 2 条例第12条第2項の助言又は指導は、空地の適切な管理に関する指導書(様式 第9号)により行うものとする。ただし、助言は口頭でも行うことができる。 (勧告)
- 第6条 法第14条第2項の規定による勧告は、空家等の適切な管理に関する勧告書 (様式第10号)により行うものとする。
- 2 条例第13条第2項の規定による勧告は、空地の適切な管理に関する勧告書(様式第11号)により行うものとする。

(命令)

- 第7条 法第14条第3項の規定による命令は、空家等の適切な管理に関する命令書 (様式第12号)により行うものとする。
- 2 条例第14条第2項の規定による命令は、空地の適切な管理に関する命令書(様式第13号)により行うものとする。

(命令に対する意見等)

- 第8条 市長は、法第14条第4項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、 空家等の適切な管理に関する命令に係る事前の通知書(様式第14号)により通知 するものとする。
- 2 前項の通知書を交付されて意見書及び自己に有利な証拠を提出しようとする者又はその代理人(代理人である資格を書面により証する者に限る。)は、当該通知書の交付を受けた日から14日以内に、空家等の適切な管理に関する命令に係る事前の通知に対する意見書(様式第15号)により意見書及び自己に有利な証拠を提出するものとする。ただし、法第14条第5項の規定により意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを空家等の適切な管理に関する命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書(様式第16号)により請求する場合は、この限りでない。
- 3 市長は、条例第14条第3項の規定により弁明の機会を与えるときは、空地の適切な管理に関する命令に係る事前の通知書(様式第17号)により通知するものとする。
- 4 前項の通知書を交付されて弁明しようとする者又はその代理人(代理人である資格を書面により証する者に限る。)は、当該通知書の交付を受けた日から14日以内に、空地の適切な管理に関する命令に係る事前の通知に対する弁明書(様式第18号)により提出するものとする。

(意見聴取の方法)

- 第9条 法第14条第7項の規定による通知は、空家等の適切な管理に関する命令に係る事前の通知に対する意見聴取通知書(様式第19号)により行うものとし、同項の規定による公告は、平川市公告式条例(平成18年平川市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。(標識)
- 第10条 法第14条第11項の標識は、標識(様式第20号)により行うものとし、同項の規定による公示は、平川市公告式条例第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(公表)

- 第11条 条例第15条第2項の規定による公表は、平川市公告式条例第2条第2項 に規定する掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。
- 2 市長は、条例第15条第3項の規定により弁明の機会を与えるときは、空地の適切な管理に関する公表に係る事前の弁明の機会の付与通知書(様式第21号)により通知するものとする。
- 3 前項の規定により弁明の機会を通知された者は、弁明をしようとするときは、空 地の適切な管理に関する公表に係る事前の通知に対する弁明書(様式第22号)を 市長に提出しなければならない。

(代執行)

- 第12条 法第14条第9項に規定する代執行(以下「代執行」という。)を行う場合の行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定による戒告は、空家等の適切な管理に関する戒告書(様式第23号)により行うものとする。
- 2 条例第16条第3項に規定する代執行を行う場合の行政代執行法第3条第1項の 規定による戒告は、空地の適切な管理に関する戒告書(様式第24号)により行う ものとする。
- 3 市長は、第1項の戒告書を受けた者が指定の期限までにその義務を履行しない場合で、再度の戒告を行わないときは、代執行をなすべき時期等を空家等の適切な管理に関する代執行令書(様式第25号)により前項の戒告書を受けた者に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の戒告書を受けた者が指定の期限までにその義務を履行しない場合で、再度の戒告を行わないときは、代執行をなすべき時期等を空地の適切な管理に関する代執行令書(様式第26号)により前項の戒告書を受けた者に通知するものとする。
- 5 空家等の代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき執行責任者証(様式第27号)を携帯し、関係人の要求があるときは、いつでもこれを提示しなければならない。

- 6 空地の代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる 本人であることを示すべき執行責任者証(様式第28号)を携帯し、関係人の要求 があるときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 7 非常の場合又は危険切迫の場合において、法第14条第3項の規定による命令又は条例第14条第2項に係る措置の内容の急速な実施について緊急の必要があり、
 - 第1項及び第2項に規定する手続をとる^い 版 がないときは、行政代執行法第3条第 3項の規定により、その手続を経ないで代執行をすることができる。 (略式代執行)
- 第13条 法第14条第10項の規定による公告は、平川市公告式条例第2条第2項 に規定する掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。 (緊急安全措置)
- 第14条 条例第17条第1項に規定する所有者等の同意は、緊急安全措置に関する同意書(様式第29号)により行うものとする。

(協議会の組織)

- 第15条 条例第18条の規定による平川市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)の委員(以下「委員」という。)は、法務、建築、不動産等に関する学識経験者その他の適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第16条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会 長を定めるための会議は、市長が招集する。
- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 6 会議は、原則として公開する。ただし、議長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(守秘義務)

第17条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた 後も同様とする。

(罰則)

- 第18条 条例第23条第4項の規定により弁明の機会を与えるときは、空地の過料に係る事前の弁明の機会の付与通知書(様式第30号)により行うものとする。
- 2 前項の通知書を交付されて弁明しようとする者又はその代理人(代理人である資格を書面により証する者に限る。)は、当該通知書の交付を受けた日から14日以内に、空地の過料に係る事前の通知に対する弁明書(様式第31号)により提出するものとする。

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

様式 省略

〇平川市空家等対策協議会委員

任期: 令和元年 11月 24日~令和 4年 11月 23日

氏 名	所属団体等	備考
赤平 喜美子	平川市消防団第20分団	
浅利 勉	青森県建築士会南黒支部	会 長
岩渕 河治郎	平川市行政委員連絡協議会	
小田桐 正己	平川市行政委員連絡協議会	
小野 隆	平川市行政委員連絡協議会	職務代理者
北山 倉栄	社会福祉法人 平川市社会福祉協議会	
齋藤 實	青森県司法書士会	
田中 尚子	平川市連合婦人会	
三浦 稔	青森県宅地建物取引業協会黒石支部	
八木橋 善彦	平川市建設協会	

(敬称略、五十音順)

第2期平川市空家等対策計画

■発行年月 令和3年(2021年)3月

■発 行 平川市

〒036-0104 青森県平川市柏木町藤山25番地6 TEL 0172-44-1111 FAX 0172-44-8619 URL http://www.city.hirakawa.lg.jp

■編 集 建設部建設課